

平成30年6月佐川町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成30年6月11日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 平成30年6月11日 午前9時宣告（第4日）

応招議員	1番	橋元 陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森 勝仁
	4番	下川 芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田 昌平
	7番	森 正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦 隆起
	10番	岡村 統正	11番	中村 卓司	12番	永田 耕朗
	13番	西村 清勇	14番	藤原 健祐		

不応招議員 な し

出席議員	1番	橋元 陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森 勝仁
	4番	下川 芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田 昌平
	7番	森 正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦 隆起
	10番	岡村 統正	11番	中村 卓司	12番	永田 耕朗
	13番	西村 清勇	14番	藤原 健祐		

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	健康福祉課長	田村 秀明
副町長	中澤 一眞	産業建設課長	田村 正和
教育長	川井 正一	国土調査課長	橋掛 直馬
総務課長	麻田 正志	会計管理者	真辺 美紀
チーム佐川推進課長	岡崎 省治	教育次長	片岡 雄司
税務課長	森田 修弘	病院事務局長	渡辺 公平
町民課長	和田 強	農業委員会事務局長	吉野 広昭

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成30年6月佐川町議会定例会議事日程〔第2号〕

平成30年 6月11日 午前9時開議

日程第1 一般質問

議長（永田耕朗君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は 14 人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりとします。

日程第 1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順とします。

9 番、松浦隆起君の発言を許します。

9 番（松浦隆起君）

おはようございます。9 番、松浦隆起でございます。通告に従いまして 3 点、本日も一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

1 点目に、さかわぐるぐるバスについてお伺いをいたします。

このぐるぐるバスにつきましては、これまで 3 度質問をしておりまして、今回が 4 度目になります。特に、ぐるぐるバスの運行が始まりました昨年は、2 回質問をしております。これまでの質問におきましては、デマンドバスの導入についてお聞きをしてまいりましたが、今回も引き続きデマンドバスにつきましてお聞きをしたいと思っております。また、現在運行しております現状について、運行経路や安全管理等についてもお伺いをしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

平成 25 年の 12 月定例会におきまして、初めてこのことについて質問させていただきましたが、その折にお伺いした視点は、交通弱者対策、買い物弱者対策として、デマンドバス、コミュニティーバス等の導入の取り組みをとということでございました。それに対しまして、当時の総務課長からは、「この問題は最終的に交通弱者の需要に一定応えられるシステムを構築する以外に解決手段はないと私も思います。特に、道路運送法が平成 18 年に改正されまして、デマンド型の交通手段の導入ができるようになったのも後押しになっているかと思っております」という答弁をいただいております。

ただ、現行のぐるぐるバスは、デマンド方式でもありませんので、十分対応できているとまでは言えないと思います。そういった点も含めて、きょうは再度お聞きをしたいと思っております。ただ、一方で、この、今走っておりますコミュニティーバス、これまで走っていなかった地域までバスが走ることになりまして、まだまだ利用頻度は多いとは言えませんが、利用されている方からは直接、感謝

の声も届いております。

このぐるぐるバスは、先ほども言いましたが、交通弱者、買い物弱者対策として、また新しい公共交通の形として、私も含めて複数の議員の方、また議会としても長年要望をし、現在に至っております。その意味から言えば、今のこのぐるぐるバス、本当の意味で町民の方全ての足となれるように、批判ではなくて提言をしていくのが我々の責務であるというふうに思っております。

そういった観点から、現在の運行状況や安全管理についてお伺いもいたします。私がいつも大事にしていることの1つに、調査なくして発言なしということがございます。このバスの現状について発言をするためには、まず、バスに乗りまして運転手の方、また利用されている方の声を聞くことがまず必要だと思ひまして、3回、乗車をさせていただきました。

その中で、いろいろな声をお聞きをすることができましたので、そういった点も踏まえて、まず、運行コース、いわゆる運行経路についてお聞きをいたします。

私が乗らせていただいたのは斗賀野線でありますので、斗賀野線を例としてお話しをさせていただきたいと思ひます。これは、各地区のコースに共通していることだと思ひますので、課題としてお聞きいただければと思ひます。

斗賀野線の中で、ほとんど利用者がいない停留所があるそうです。例えば、始まってから1回1人だけ乗られて、後は全く利用がないと。例えば、そういった停留所については路線の見直しや、また今、舟床線で行っているように、デマンド方式にするなどの工夫が必要ではないかというふうに思ひます。また、時間帯についての声もお聞きをしました。朝の時間帯で言えば、朝の1便の時間が早すぎるので、お店や病院などに時間が合わないの乗る人が、だからいないのではないかということでした。また夜の時間帯についても、現在の時間では、最終便が時間が少し遅すぎて乗る人がいないのではないかと。例えば、もう1時間近く早くすれば、大体、我々の懇親会等もそうですが、飲み会は6時くらいのスタートというのがほとんどであります。そうすれば、その利用でもう少し乗る人も増えてくるのではないかということも言われておりました。

こういった点については、ぜひ検討もしていただきたいと思います。路線や運行ダイヤについては見直しもされていると思ひますが、

ぜひ、この各路線のドライバーさん、運転手さんの声を丁寧に聞いていただけて生かしていただきたいと思います。そこでまず、先ほど例として挙げました事例や路線の見直し、ダイヤの変更についてのお考えをお聞きをいたします。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

おはようございます。松浦議員の御質問にお答えをいたします。この佐川ぐるぐるバスにつきましては、今年の 10 月から本格運行を始めまして、その後、利用ニーズといいますか、そういったものの聞き取りをしております。

1 つは、これは前もお話ししました、繰り返しになるかも知りませんが。運行前、本格運行前の 9 月の下旬に各地区に入って住民との意見交換会をさせていただいた中で、個別のニーズ、要望等も伺っております。それからことしに入りまして、これは 1 月になりますけれども、運転手さん、バスの運行をしていただいている実際乗車している運転手さんについて、3 社に委託をしておりますけれども、それぞれ個別にですね、各ルートごとに状況と、あとこういってことが改善が要望されるであるとか、そういったものを聞き取りをさせていただいております。

具体的にですね、その中で先ほど松浦議員おっしゃった利用の少ない停留所、これもいくつか、運転手さんからの聞き取りもありますし、こちらに乗車の実績をとっております。各停留所ごとで、運転手さんからの報告になりますけれども、これをもとに乗車の各停留所ごとの乗車、降車、これの実績をとってます。

この利用の少ない停留所の対応については、確かに、何て言うんですかね、濃淡がございます。1 つは、舟床地域でですねデマンドバスにさせていただいたのは、利用も少ないということもありますけれども、非常に危険であると。経路がですね、危険である。崩落の危険もあるということでのデマンドバスの、4 月から切りかえた、ということでございます。

一方、その利用が少ない箇所については、これからになりますけれども、利用が少ない箇所にある程度対象を絞ってですね、住民の説明会、意見交換会していただいて利用の促進につながるように、まずもって御説明をさせていただいて、話をしていきたいと。その中で意見をまた吸い上げていきたいということで、すぐにですね、これを停留が乗車が少ないからといってそこを取りやめるというこ

とは、現在はおしておりません。

もう1つ、時間帯の問題ですけれども、これも1月から運転手さんに聞き取りをした中で、そういう声もございました。朝1便の便が早すぎると。それから最終便が、逆に遅すぎると。いうことで、これについてはですね10月、見直しを行う予定にしておりますけれども、この点を踏まえまして、朝をもう少し遅く、夜をもう少し、先ほど飲み会という話もありましたが、おおむね大体6時ぐらい、町中を6時ぐらい、郊外線ですけれども、6時ぐらいをめぐりにこちらのほうに着くような感じでの見直しというものを現在考えております。以上です。

9 番（松浦隆起君）

わかりました。もう1つ、路線に関して尾川線についてもう1つ伺いたしたいと思います。

現在この尾川線は黒岩観光さんのほうに運行を行っていただいておりますが、金曜日は峯線として峯まで運行しております。この路線について、地元の方から要望が出ているというのが、その停留所として佐川駅またはサンプラ等に寄っていただけないでしょうか。今、佐川駅には停留所として寄っていないと。もともとの代替バス路線としての運行でありますので、もともとのコースに入っていないのだと思いますが、そういった要望が来ておりますので、ぜひ、尾川地区の、先ほど課長も地域の方の声もお聞きをしながらということでしたので、尾川地区の方の声をお聞きをしていただけて検討していただきたいと思います。

あわせてお聞きをいたしますが、この全体の路線、いわゆる運行経路やダイヤについては、どういう基準やそれからこういった過程を踏まえて決定をされておられるのか教えていただきたいと思います。

こういったものの選考過程においては、やはり各地域の方の声も反映をされたものでなければ、皆さんが乗り合うバスにはならず、おのずと乗車率も上がらないということになると思います。またあわせて、この運行路線やダイヤ等の見直しは、こういったタイミングで、いつでもできるのか、国交省への届け出等の関係もあると思いますが、それについてもお聞きをしたいと思います。

以上の点についてお願いいたします。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。まず最初に、一番最初におっしゃいました尾川線。金曜日には峯まで上がって尾川地区を通って、最終はですね文化センターまで行ってる路線だと思いますけれども。これは直接ぐるぐるバスが走っているわけではないですけれども、黒岩観光さんをお願いをして運行していただいております。

先ほどの、佐川駅それからサンプラザに寄れないかという御意見があるということでございましたので、これについては、現在ではですね、沢田整形の前を通って行くというルートになってます。ですので、佐川駅がルートからはずれているということもございますが。いずれにしても黒岩観光さんとこれは話をする事項になりますので、地域のニーズそれから実際の乗車の状況がどんなになっているかということの確認も含めまして、今後ですね黒岩観光さんとは話をさせていただきたいと思っております。

それで、運行経路の全体の基準といいますか、そういったものがどうかということでございますが、これはまずは、一番最初に路線を決定をするときには、まず公共交通網として佐川町全体を網羅するという全体的な考え方から、今現在のJR線それから廃止路線の代替バス線、これを含めて住民の方々の家からですね、半径400メートル、これを、直線距離にはなりますが、以内に、新たにバス停が配置できるようにということで、基本的には大きな基幹線といいますか、町内町なかを走っている道を路線として配置をしたわけですが、その中で、基本的には住民の家から400メートル以内で路線を組む、バス停がとれるようにということで組んでおります。あわせて、住民の方々からニーズを拾いまして地域の方々に説明会それから要望としてですね、地域に入っていった路線を決めております。

細かな経路につきましては、基本的にはやはり今走っている14人乗りのバス、バスと言いますかコミュニティーバスが入れる道というのが基準になります。危険を伴う箇所、それからそもそも通れないところ、といいますのは実際は住民の方々の家があったとしても、そこまでは行けてないというのはございます。

この路線の見直しのタイミングにつきましては、今度10月にひとつ改正見直しの予定をしておりますけれども、おおむね1年に1回程度の経路の見直しというのをタイミングとしては考えております。以上です。

9 番（松浦隆起君）

この見直し等については、後ほどでもお話しをするんですが、地域の方の声、また会に来ていただける方はそこまで来れる方ということですので、本当に足が必要でコミュニティーのところまで行けない人というのは会に行けないので、各自治会のほうに話を聞いていただいて、自治会長さんに来ていただいて、本当にその地域の声が届けてもらうというその会の運営の仕方も検討していただいたらなあというふうに思います。後ほどちょっと触れたいと思いますので。

次に、その運行経路上の安全管理についてお伺いをしたいと思います。この中心部を回っているぐるぐる線の経路の道路では、比較的そういう道路は少ないかもわかりませんが。私が先ほどしていただいた後お話ししました斗賀野線を初め、周辺地区の経路ではかなり狭い道路も走っておられると思います。斗賀野線においても道路いっぱいには走らなければならないところもございまして、こういった運行経路となっている道路の修繕などの安全管理は、運転手さんや乗っていただいている方の安全を確保する意味でも重要な取り組みであると思います。

運転手さんも言われておりましたが、声を届けてもなかなか順番が来ないというか、なかなか改修してもらえない箇所もある。道路だけではなくて、例えば狭いところであると、上からの木がずーっと下がってきて、それが当たって危ないであるとか、いろいろ言われておりまして、実際にその道も私も乗せていただいて通らせていただきました。運転手さんが言うに、大幅に道を改修するということではなくても、例えば路肩を補修をしていくというだけでもかなりの安全確保につながると。現状では、こういう補修は産業建設課の予算内で、産業建設課の事業として地域から要望があったり、運転手さんの要望であったとしても、そういう形で行われているというふうに思います。

しかし、もうそういう運用では、優先順位で行われているため、なかなか修繕等が順番が来ないというか、優先順位になるというふうに思います。

私の地元でも、先日要望があって建設課の方に来ていただいて、ぐるぐるバスが走っている道路が奥側にある。主な道がここにある。地元の方がこの道を直してもらいたい、ただ、ぐるぐるバスが走っ

ているところも直してもらいたい、両方直してもらいたいという要望が出て、建設課の職員の方が、優先はどちらを先に直してもらいたいですかと言うと、ぐるぐるバスではないほうを、まずはこちらのほうが通行量が多いので、と。

そうすると、やはりぐるぐるバスが走っているほうはその後になっていくわけですね。その建設課内の順番でいうと。そうすると、そこが後回しになっていますが、実際にその道というのは、ぐるぐるバスが通るといっぱいいっぱいで、路肩が少し崩れかけているので、結構こうなるような道です。でも今の現状では、そういう運用になっているという実態があります。ぐるぐるバスの運行の安全を確保するという意味で言えば、ぐるぐるバスの安全管理のために予算枠を別途設ける必要があるのではないかなと思います。

当然、厳しい限られた財源の中での財政運営ですから、額については限られたものになるかもわかりませんが、この運行経路の中で優先順位を決めて、順次整備をしていくというような取り組みが必要なのではないかというふうに思います。

昨年 10 月 1 日から施行されておりますこのぐるぐるバスの運行に関する条例の第 3 条には、町長は、ぐるぐるバスを常に良好な状態において管理し、ぐるぐるバスを利用する者の安全を確保するとともに目的に応じて最も効率的な運行をしなければならないというふうにされております。この条項は、先ほどの運行経路の見直し等にも当てはまるものだと思いますが、安全管理についても同じであります。バスを利用する方の安全確保のために、この運行経路となっている道路等の安全管理というのは、当然行っていくべきだと思いますが、先ほど申し上げた点も含めてお考えをお伺いをします。

町長（堀見和道君）

おはようございます。御質問とまた御提言、ありがとうございます。松浦議員のおっしゃるように、安全第一で運行することが一番大切だというふうに思っております。庁内で、それぞれの課で共有をして、流動的な、緊急の対応が今できてないというふうに私も大変反省をしております。しっかりと、役場内で、また担当課それぞれで情報を共有してですね、やっぱり住民の皆さんの安全第一をしっかりと考えて、柔軟な予算執行また柔軟な修繕対応をしていきたいというふうに思っております。

いずれにしても、しっかりと住民の皆さんまた利用者の皆さ

んの声をお聞きして、それを庁内で共有して判断をして決断をしていくというプロセスをしっかりと踏んでいきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

9 番（松浦隆起君）

ということは、その予算枠として別に用意するということではなくて、ぐるぐるバスの担当の課とそういう情報を建設課と共有をしながら進めていくという答弁だというふうに理解をしましたが、それでいいですか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。予算枠のことについては、来年度の予算の編成のときに、しっかりと庁議でも協議をして進めていきたいというふうに思っておりますが、やはり危険性のあるものとかです、ね、緊急性の高いものに関しては、しっかりと予備費もごさいます。予備費を必要以上に使うということはいけないというふうにも思っておりますが、やはり住民の皆様の安全第一と、安全確保が最優先されるというふうに思っておりますので、その部分については柔軟に対応していきたいというふうに思っております。以上です。

9 番（松浦隆起君）

ぜひそういった形で、道路を修繕する、そういう町道の管理というどうしても建設課ということになります、一方、ぐるぐるバスの路線の安全管理という視点をぜひ忘れずに考えていただいて進めていただきたいと思います。

先ほどからお伺いをしておりますこの内容は、私が実際にバスに乗せていただいて自分が感じたこと、それから乗っておられる方や運転手の方からお聞きをした声をもとにしたものであります。

私も乗せていただいて一番感じたことは、大事なことはやっぱり現場の声を聞くことだと思います。その意味からも、運行していただいている運転手さんから、先ほど課長からは、この1月、2月に声をお聞きしたということでしたが、直接声を聞くというそういうものを、交換会というものを3カ月か何カ月かに1度ぐらいのスパンで、定期的にもう実施をしていくということも必要だと思います。何か声を上げるその報告書のようなものがあるんですかとお聞きをすると、全体のその運行の日報、それに何かあれば書いて出しますということでしたが、多分それだけでは見逃してしまう場合も

あるでしょうし、直接同じ場で声を聞くと、いろんな話が出てきて、紙には書いてないことも出てくともあると思いますので、ぜひそういうこともお願いしたいと思います。

それから、これは今実際にやっておられるかもわかりませんが、担当の職員の方が、何ヶ月かに1度ぐらいは定期的に直接バスに乗って、声を聞く、状況を知る、先ほど言った道路の状態もそうですし、乗っている方の声も聞くということもぜひ行っていただきたいと思います。またあわせて、利用者の声を聞く場も必要であると思います。

昨年の12月定例会におきまして課長からは、定時定路線とデマンド方式をどういうふうに組み合わせしていくかも含めて、今後、年度内にもう一度地域に入って、御意見を聞く場を設ける予定にしていますという答弁をいただいておりますが、実際に、開催をそれからされておられるのか、もしまだであれば、その開催の規模というか、どういう単位で行うのか、また開催時期も含めて教えていただきたいと思います。以上の点についてお聞きをいたします。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。まず、運転手さんへの聞き取りといいますか、これについては定期的に行いたいと考えております。今年度についても、まだ今年度に入ってからでは行ってはおりませんが、できれば夏以降ですね、1回運転手さんには聞き取りをさせていただいて現状を確認、把握をしたいと思っております。

住民の方々への意見交換の場ですけれども、これについてもまだきちっとスケジュールをつけておりませんが、秋以降には入って、これは先ほど申し上げましたが特に利用の少ないところ、これを中心に小さな単位で行いたいというふうに思っております。これが何カ所になるかはまだちょっと確定はしておりませんが、秋以降に住民の方々の直接お話を聞く機会を設けたいと思っております。以上です。

9番（松浦隆起君）

小さい単位でというお話でしたので、先ほども少し言いましたが、できれば自治会長さんに来ていただいて、来ていただくときにその各自治会の方の声を持ち寄っていただいて、その会場には来れない、なかなか足をよう運べない、けれどもバスを必要としている方はおられます。そういう方の声を、全部、職員が回って聞くのは不

可能ですから、そういった機会に自治会長さんをお願いをして、声を聞いていただいて、それから持ち寄っていただくということもやっていたいただければ、少しでも小さな声も拾えていくのではないかと思いますので、よろしくお願いをします。

それでは次に、デマンドバス、デマンドタクシー、このデマンド方式の導入についてお伺いをいたします。

このデマンド方式の導入につきましては、冒頭でも少し触れましたが、今まで3回にわたり提案をしてまいりました。なぜ、これを何度も質問するのかと、それは議員としてこの議場の上の提案ということではなくて、実際に、病院などへ行く交通手段がなくて、経済的にも大きな負担を余儀なくされている、そういう高齢者の方たちから声を受けているからであります。

我々議員も含めて、行政はそういう声にしっかりと答えるべきだとも思っております。当然、先ほども言いましたが、限られた予算の中での行政運営でありますので、要望全てを行っていくということは当然無理であります。ただ、この問題は、佐川町に住む全ての人が安心して住み続けられるまちづくりを行うためには避けて通れない、高齢化が進む現状においてはそういう課題であると思います。

今、健康福祉課においては、地域包括ケアシステムの構築も進めていただいております。この高齢者の方や障害者の方の足の確保、これは地域包括ケアシステムを構築していく上でも重要な取り組みではないかと思います。この佐川町に住んで安心して介護を受けられる、また病院へ行ける、安心して住める、そういう地域という意味でも、これは非常に大事なことであります。その意味でも、ぜひこのデマンド方式というのが取り組んでいただきたいというよりも、私は必要であるというふうに思います。

このデマンド方式には2種類の方式がありまして、路線バスの運行形態をとり利用者から希望があった場合に、希望する停留所まで迂回する迂回型と呼ばれるオンデマンド方式、今、舟床において行われているのがこういう方式に当たります。それと、路線バスの形態とは異なり、電話等により利用者の希望する乗車地、時刻に乗車点、いわゆるおうちであるとか、その近くに迎えに行くという形で運行するエリア型と呼ばれるフルデマンド方式でございます。

今、高知市の一部の地域においてこのデマンド型乗り合いタクシ

一というのが運行されておりますが、これは前者のオンデマンド方式にあたるのではないかと思います。しかしこれでは、本町と同じく停留所まで行ける人しか基本的には利用できない。足の悪い方、また障害者の方、なかなか長い距離を歩くことができない、そういう方は、利用がなかなかしづらい。その意味からも、希望する場所まで迎えに行くこのフルデマンド方式というのが必要なのではないかと考えております。

例えば、タクシー会社と提携をし、フルデマンド型タクシーとして乗り合いタクシーとして運行すれば、タクシーチケットを配れば1人1台ですけども、このデマンドタクシーになると1台に4人が乗車をでき、タクシーチケットを配るよりも、その意味では経費の削減にもつながると思います。

今、福祉タクシーのチケットも健康福祉課から配られておりますが、私が声をお聞きした方も、毎週決まって2回3回と病院に行かなければならない御病気で、その福祉チケットはもう2カ月ぐらいで使い切ってしまう、頻度的に。あとは全部自分の負担で、タクシーを呼んで行っている。自分の経済状態が可能な限りはできるだけ、自分のことなので頑張りたいと。ただどうしても無理になったときには、また相談させてくださいというような、そういうお声もお聞きをしまして、その意味でもぜひ、このデマンド方式というのを検討していただきたいと思います。

この導入に向けて取り組みを、お考えをお聞きをしたいと思えます。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。まずこの今現在行っている定時定路線型の、佐川町が行っているぐるぐるバス、これについては、おっしゃるとおり門先までといいますか、行っていないわけですので、バスの停留所まで来ていただく必要がございます。

例えば、障害のある方、それからお年寄り、高齢者の方で、なかなかバス停まで行かれない方がおいでということについては把握をしております。そういった方々からのニーズもあるということも承知をしております。

現在このぐるぐるバスの定時定路線型にプラスをして、コミュニティバス、今の形でですね、予約があるときに、例えば、停留所を設けてそこへ行くということについては現時点では、そういった

拡充の仕方、というものについては考えてはおりません。

ただ、福祉的な対応として、今現在行っています健康福祉課のほうで所管がありますけれども、福祉タクシーチケット、これについては平成 30 年度で障害のある方の対象の見直しをしたという経緯もございますけれども、こういった方々にもう少しニーズを拾いあげられるような仕組みができるかということについては、引き続き役場全体で考えていく必要があると思っています。

また、公共交通会議の会議の中でも検討させていただくことにはなると思います。ただまあ、経費的な問題もございます。それから、仮にタクシーチケットをどのようにするかということであれば、その対象者と、エリアと、細かいところも話をしていく必要がございます。

それからもう 1 つは、そういった役場の仕組みとあわせて、今現在、あったかふれあいセンター、佐川町内では 4 地区できあがっておりますけれども、こういったあったかふれあいセンターの利用者に対しては、送迎のシステムがございます。そういった仕組みもあわせて活用させていただきながら、できるだけ経費を抑えた形で、多くの方が利用できる、移動手段の確保ができるというような仕組みを考えていきたいというふうに思っております。以上です。

9 番（松浦隆起君）

よくこういう提案のときには、タクシーチケットというのがよくお話が出ますが、福祉のチケットがいただける方というのは、その条件があるわけですね。福祉チケットがいただけるところの条件には入ってなくても、なかなかそのコミュニティーバスが利用しづらい方はおられます。このタクシーチケットで対応するとなると、どこまでの範囲で配るのか、十分、皆さんが毎回利用できるように配るというのは、私は、現実的になかなか難しいと思います。どうしても、その中でも抜け落ちていく方がおられる。当然、これは経費の問題とも関係しますから、簡単にデマンドタクシーであるとかデマンドバスの導入は、決定はできないかもわかりませんが、ただ、この、足のない方がどうやって病院やそういうお買い物に行けるのかということを、やっぱり真剣に考えていく必要がある。

先ほど、今の現行のバスのお話もしましたが、現実的には、斗賀野線などは非常に、一番利用されているというお話でしたが、本当に利用がないところもたくさんあるわけで、片方で経費を使いなが

ら、ほとんど利用されずにバスが走っている。片方で、そういうものに乗りたいけども乗れない方がおられる。けども、こちらでコミュニティを走らせているので、そちらには手を届かすことができない。そういういわゆるジレンマというか、そういうことが出てきてるわけですね。ですから、これは、今一度自分の身にもなっていて、ぜひ検討をしていただきたいというように思います。

私も、これについてはもう何年も前から、たくさんの方から本当に切実な声をお聞きをしておりますので、実現に向けて、本当にそういう方が安心して住める本町の佐川町をつくるためにも努力をするのも議員の責務だと思っておりますので、時折言いますが、できるまでと言いますが、引き続いてこれは取り上げていきたいと思っておりますので、ぜひ、これを受けて再度御検討をいただきたいと思います。

先ほど言いましたように、あったかふれあいセンターであるとか、方式はどんな方式でも構わないわけです。それを、知恵を使っただいて、経費をできるだけ押さえる形、けども、足を確保できる形をぜひ工夫をしていただいて、今一度考えていただければと思いますので、よろしく願いをいたします。これにつきましては、これで終わりたいと思います。

2点目の質問に移らせていただきます。

学校での心肺蘇生教育について、お伺いをいたします。

突然の心停止から命を救うためには、心肺蘇生またAEDの知識と技能、こういうものを体系的に普及をする必要があります、学校での心肺蘇生教育が重要になっております。日本では2004年に、いわゆる一般の市民によるAEDの使用が認められて以降、急速にその設置が進み、AEDの使用によって救命される、そういう事例が数多く報告をされております。

消防庁によりますと、日本では119番通報をしてから救急車が現場に到着するまでにかかる時間は全国平均で8.5分。救命の可能性は、心臓と呼吸がとまってから時間の経過とともに急激に低下をします。救急隊を待つ間に居合わせた方が処置を行うことによって大幅に向上する。突然の心停止で現場に居合わせた方がAEDを使用した場合、1カ月後の生存率は53.3%。使用されなかった場合は11.3%ということで、約4.7倍高くなると。さらに1カ月後の社会復帰率については、AEDを使用した場合は45.4%。使用しなかつ

た場合は 6.9%と約 6.6 倍高くなっております。

しかし、いまだに毎年約 7 万人が心臓の突然死で亡くなっている。また学校におきましても、100 人程度の児童生徒の心停止が毎年発生をしております。その中には、A E D が活用されずに救命できなかった事例も複数報告をされております。既に、学校における心肺蘇生教育の重要性についての認識は広がりつつありまして、昨年 3 月に公示をされた中学校新学習指導要領保健体育科の保健分野では「応急手当を適切に行うことによって、傷害の悪化を防止することができること。また、心肺蘇生法などを行うこと。」と表記をされているとともに、この解説では「胸骨圧迫、A E D 使用などの心肺蘇生法、包帯法や止血法としての直接圧迫法などを取り上げ、実習を通して応急手当ができるようにする。」と明記をされております。

しかし、全国における教育現場での現状を見ると、全児童生徒を対象に A E D の使用を含む心肺蘇生教育を行っている学校は、2015 年実績で小学校が 4.1%、中学校が 28%、高校でも 27.1%と非常に低い状況にあります。

2011 年 9 月、さいたま市の小学校 6 年生の女の子が駅伝の練習中に校庭で倒れました。保健室に運ばれましたが、教員らは呼吸があると判断をし、心肺蘇生や A E D 装着が行われませんでした。しかし、約 11 分後の救急隊到着時には心肺停止状態となっておりまして、呼吸があるように見えたのは、心停止後に起こる死戦期呼吸といわれるものであったと言われております。二度とこういう悲しい事故を繰り返さないために、さいたま市の教育委員会では、事故を検証し、遺族や専門家に協力を得ながら 12 年 9 月に教員研修のためのわかりやすいテキスト、体育活動時等における事故対応テキストというものを作成をしております。

目の前にいる人が突然倒れ、反応や普段どおりの呼吸があるかわからない場合も、直ちに A E D を手配し、心肺蘇生を行うということが強調されたこのテキストは、A S U K A モデルという愛称がつけられ、全市立小・中・高・特別支援学校及び私立幼稚園の教職員に配布をされております。

さらに、さいたま市では 14 年度から全市立小・中・高校において、保健学習の授業の中で心肺蘇生法の実習を行っております。小学校 5 年生から、毎年繰り返し学習をすることによって緊急時に迅速かつ最善の行動をとれるようにするためであります。この市では、中

学校1年生の段階で、全ての生徒がAEDの使用を含む心肺蘇生法を行うことができるようになることを目標に取り組んでいるということでもあります。

るる申し上げてまいりましたが、本町におきまして、この児童生徒、教職員に対する心肺蘇生とAEDに関する教育を普及推進するとともに、学校での危機管理体制を拡充し、児童生徒の命を守るための安全な学校環境を構築することは喫緊の課題であると考えます。

そこで、まずお伺いをいたしますが、本町の小中学校における児童生徒への心肺蘇生教育の現状と今後の方向性、また学校におけるAEDの設置状況、さらには教職員へのAED講習の実施状況など、具体的な取り組みも含めて御答弁をお願いいたします。

教育長（川井正一君）

私のほうから、心肺蘇生教育るるございましたが、その中で順番にお答えさせていただきたいと思います。まず、町内の小中学校での取り組み状況から答弁させていただきます。

各校での取り組み状況には多少の違いはございますが、年1回から2回、体育の授業で、水泳が始まる前などに日本赤十字社高知県支部や高吾北消防署の職員を招き、教職員や保護者、地域の方々を対象に、心肺蘇生法及びAEDの講習会を実施しております。これはプールの監視等で保護者、地域の方々にもお手伝いを願っておりますので、そういった方も含めてやっておる実情がございます。

また、小学生の主に5～6年生と中学生を対象に、講習用の人形やAEDを用いて胸骨圧迫、人工呼吸、AEDの使い方などを学ぶ講習を実施しております。

次に、設置状況です。AEDの。町内の小中学校全てに、現在、AEDを各1台設置しております。それから、学校における危機管理という視点での取り組みでございますが、各校は毎年、危機管理計画や学校保健安全計画といったものを作成しております。その中に、先ほど議員さん御指摘のあった心肺蘇生方法の実習についても明記をしております。特に、水泳あるいはマラソンなどの授業が始まる前までには、この計画にある緊急事態における行動の再確認を行いまして、教職員の周知徹底を図っております。

今後も、緊急対応についての研修や計画の見直しを行い、いざというときにはAEDの使用を含む人命救助などが的確に行えるよう

教職員の対応力や危機管理力の強化を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

9 番（松浦隆起君）

教職員の方への A E D の講習というのが実施されておられるのか、後で答弁いただきたいと思いますが。

次に、その危機管理体制、今の、教育長からも少し答弁いただきましたが。その心肺蘇生教育というものをを行った上で、現実には事故が起きたときにどう対応できるのかという点が一番重要な点でありまして、例えば、事故発生時の教職員の役割分担を定め、全員が理解をしておく。それから職員室や保健室、そういったところに掲示をしておく。また緊急の消防や医療機関、さまざまな関係機関への連絡先というものを掲示もしておく。そういったことも日常的に準備をしておくということも大事な取り組みであると思います。

先ほど、危機管理計画と言われましたので、今からお話しするのがそれに準ずるものかもわかりませんが、全国の自治体の中には教育委員会が作成をし、危機管理の手引きというものを教育委員会として作成をして、統一したもので各学校に配置をし、運用しているという現状もございます。

ここで想定されているものは、今、お話しをしている事例だけではなくて、災害や犯罪に巻き込まれるなど、事件、事故に備えるための対応でございます。この危機等発生時の対処要領いわゆる危機管理マニュアルというものは、危険等が発生した際に、教職員が円滑かつ的確に対応を図るため、学校保健安全法に基づいて全ての学校において作成が義務づけられております。

この 2 月には、文部科学省から学校の危機管理マニュアル作成の手引きというものが出されておりました、各学校においてこの手引きを活用して危機管理マニュアルの作成、見直しを行うということが求められております。

そこで、本町の各学校においてのこの危機管理体制の現状、先ほど少しお話しをいただきましたが、改めてその現状と、この危機管理マニュアルが各学校に配置をされ運用されておられるのか、またこの 2 月に出されたものを受けて見直し等も行っておられるのか、この点について伺いをいたします。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。まず教職員への A E D の研修という点がござ

いましたが、これは各校、基本的に先ほどもお答えいたしました、今ちょうど済ました、夏休み前に水泳の授業が始まりますので、その前にやっております。

それから、緊急の対応力ということで、いわゆる危機管理計画もその大きな役割を果たすわけなんです、その中には、例えば事故が発生した場合、発見者が何をするのか、応急措置と同時に誰に連絡をするのか、そして連絡を受けた者は救急車を当然手配したりするわけなんです、救急車の呼び方、そういったマニュアル、そういったものもつくっております。

そして、この危機管理計画は事故だけではなく、例えば不審者が侵入してきた場合どういった対応をするのか、そういった面も含めて、学校内でのいわゆる登下校も含めた事故への対応、それからプールの事故も当然ございます。それから不審者情報が入った場合どうするのか。それから台風等の災害、そういったもの。それから当然、今は南海トラフの地震がございますので、地震時の避難マニュアル等々含めて幅広いもので危機管理計画を各校でつくっております。

そしてこれは先ほど御指摘がありましたとおり、毎年見直しをしていくと。この危機管理計画は毎年つくるようになっておりますので、つくったものを翌年、また実情を踏まえて見直ししていくという、そういうこともやっております。以上でございます。

9 番（松浦隆起君）

わかりました。この危機管理マニュアル、先ほど、AED等のその心肺蘇生法のそういう講習についても、各学校についての差があるというお話でしたが、この危機管理マニュアル等は各学校でつくるものだと思いますが、教育委員会が全てのその学校のマニュアルをコピーというか、いただいて管理をされておられるのか、その内容等について教育委員会がある一定程度助言をしたりとか、ある程度各学校のレベルというか、同じような対応になるように、教育委員会として対応しておられるのか、最後にその点についてお伺いしたいと思います。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。危機管理計画を含めて、教育計画全般を私も教育委員会に提出していただいております。そして、この危機管理計画を含めた教育計画は、まず県の教育委員会へ提出します。そ

して県の教育委員会のチェックを受けるようになっております。私ども、なかなか、そういった人員体制が十分じゃないということもありまして、一義的にそういったチェックは県の教育委員会にお願いしております、それを踏まえて各校に、こういった点は訂正してほしい、県の教育委員会が県下統一的な視点でチェックをしていただいて、それを各校に返して、また訂正を私ども経由で県の教育委員会へ提出すると、そういう一連の流れになっております。以上でございます。

9 番（松浦隆起君）

わかりました。本町の学校において、その危機管理も含めて、そういう心肺蘇生法であるとか、そういったことが全国の割合からすると先駆けてしっかり行っていておりますので、引き続き、大切な本町の宝であります子供たちの命と安全というものを守る取り組みをお願いをしまして、これは終わらせていただきます。

3点目の質問に移ります。

投票環境の改善について、お伺いをいたします。

具体的には、有権者の投票機会の確保に向けて、投票所への送迎バスや投票所の増設、移動期日前投票所の導入などについてお伺いをいたします。

1人でも多くの有権者が選挙に参加するためには、投票しやすい環境というものの整備が不可欠でございます。一昨年の衆議院選挙から、公選法の改正によりまして、選挙の投票日に鉄道駅の構内や大型商業施設などに自治体が共通投票所を設置をできるようになりました。この共通投票所では、これまでの投票所とは異なり、投票所がある自治体で選挙人名簿に登録されている有権者であれば、誰でも投票できるというものであります。

また、全国には、投票率の向上や投票しやすい環境の改善に向けて積極的に取り組んでいる自治体も少なくありません。ただ、少し厳しい言い方になりますが、残念なことに本町においては、そういった取り組みがなされてきたとは少し言えないのではないかと個人的には感じております。永田議長がこれまで、昨年まで再三取り上げてきましたその庄田地区などの投票所の復活の件などの経緯を見ていると、厳しいですが、余りにも少し遅いのではないかと感じるしております。

昨年の3月定例会におきまして、麻田課長の答弁の中で、2年を

かけて検証をするという答弁がありました。これは余りにもその1票の重さに対する危機感というのが少ないのではないかというふうに率直な感じを受けました。今回、質問させていただくことにしたのは、そういうことへの危機感と、町民の方からいただいた声でもあります。

昨年の選挙を終えた後、何人かの町民の方から、選挙に行きたくてもなかなか行けない高齢者の方がいるので何とかしてあげられないでしょうかというものでした。また、これは私が直接お聞きをしましたが、投票所が遠くて歩いて行けないので隣のおうちの方と2人でタクシー代を折半をして投票に行きましたというものでした。

明るい選挙推進協会というところの2014年衆院選の調査によりますと、投票所までの時間が投票傾向に影響を与えているという結果が出ております。投票所が自宅から5分未満の人は約8割が投票に行くようですが、10分以上かかる場合は、投票する人の割合が大きく下がり6割を切ると、約5割強ぐらいになるという結果が出ております。

先ほど、ぐるぐるバスの質問の折にも触れましたが、今、本町も含めてどの自治体も、高齢者の方が安心して住みやすい町というものを目指していると思います。ただ、この投票環境についてはまだまだ遅れておまして、言い方を変えれば、これ私なりの言い方ですが、投票環境のバリアフリー化というのができていない状態ではないかと思っております。本日は、そういった視点からいくつかお聞きをさせていただきますので、取り組みに向けて具体的な答弁をいただきたいと思っております。

そこでまず、先ほども触れましたが、懸案となっております庄田地区の投票所、この再設置へ向けての検討の状況というものをお聞かせいただきたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

松浦議員の御質問にお答えいたします。懸案となっております庄田地区の再設置についてという御質問であったと思います。これにつきまして先ほど松浦議員がおっしゃられましたとおり、昨年の3月の選挙管理委員会において、2年間かけてさまざまな課題について検討していくという中で、その庄田地区の再設置のことにつきまして検討を行いました。

今現在、選挙管理委員会で決まっております庄田地区の再設置に

つきましては、その有権者数の多さ、それと実際、庄田地区のほうにも出向きまして黒岩の小学校の体育館から庄田地区で最も遠い、大奈路が最も遠かったですけれど、その有権者宅のところまで公用車のメーターによって距離の測定を行いました。

そのような、有権者数とかその距離とかから考えまして、選挙管理委員会のほうにおいては、庄田地区については再設置をするというようなことになっております。ただ、このことについては選挙管理委員会で決まっておることだけで、まだ庄田地区の自治会の会長さんとかとは全く話をしておりませんので、最終的には庄田地区の自治会長さんと協議した結果で決定するという内容になっております。以上でございます。

9 番（松浦隆起君）

わかりました。それでは次に、投票環境の向上へ向けて具体的な取り組みについて伺いをいたします。投票所までの距離が遠くなり投票へ行きにくくなったという声があるのは、先ほどの庄田地区だけではありません。今のそういう現状を打開していくためには、具体的な方策をとっていく以外に解決の道はないというに思います。

この方策は、私なりに大きく3つに分けることができるんじゃないかというふうに思っております。1点目は投票所の増設、2点目は投票所への巡回バスの運行や支援、それから3点目は移動期日前投票所の導入であります。ただ、この1点目の投票所の増設について言えば、全ての地域で増設を行ってカバーしていくというのは、人員的な面また予算的なこともあるかもわかりませんが、現実的には限界があり、限られた地域になってくると思います。ですが、できる限りの増設の方向は、増設の努力はするべきだというのは思います。

ただ、今申し上げたような状況を考えれば、巡回バスの運行や移動期日前投票所の導入が現実的であり、取り組みが可能なのではないかなというふうに思います。全国のいくつかの自治体では、こういった取り組みがされております。

高齢化の進む地域では、先ほどから言っておりますように、人手不足またさまざまな理由によりまして本町と同じく投票所を削減せざるを得ないところがございます。そのため、ワゴン車の移動期日前投票所を巡回をさせたり、職員が投票機材を持って、期日前投

票所が遠い地域を回るというところもあり、バスで送迎したり、往復のタクシーの無料チケットを高齢者や障害者の方に配布をするなど、移動を支援する自治体が着実に増えてきております。

例えば、神奈川県箱根町というところでは、昨年9月に行われた町議選から、期日前投票でワゴン車に記載台と投票箱を載せた移動期日前投票所を導入をしております。移動期日前投票所は、投票所まで足を運ぶことが難しい高齢者や、投票所から遠い地域に暮らす有権者の投票機会を確保した上で、低下傾向にあるこの投票率をアップさせるためのものであり、10人乗りのワゴン車が活用されております。このワゴン車は、町議選の期日前投票期間のうち2日間町内3カ所を巡回し、それぞれ1時間から1時間半ほど投票を受け付けており、有権者は居住地域を問わず投票可能であります。

投票は、車外で本人確認を行った後、一人ずつ車内に乗り込んで行います。二重投票を防ぐために町の担当職員は、同日に期日前投票が行われている町役場に電話で選挙人名簿を確認した後、投票用紙を渡し、有権者は記載台のあるワゴン車の2列目座席に座って投票用紙に記入し、乗降口付近に設置をされた投票箱に投票をしております。

投票管理者と立会人の3人は、最後部座席に同乗します。また、この事例で参考にすべきは、この取り組みの迅速さであります。冒頭で少し厳しい言い方をしましたが、この箱根町でこの取り組みの提案が議会から行われたのは、一昨年9月。1年後には実施をされてるということになります。検討して実施に当たったのが1年間でしてるというこれも非常に参考になるところではないかと思えます。

また福岡県の福津市というところでは、選挙の投票率を向上させるために、選挙の期日前投票期間内に投票所へ向かうバスを無料で走らせております。具体的には、市内の5路線を走るふくつミニバス、本町のぐるぐるバスに当たるものだと思いますが、このコミュニティーバスを活用し、利用者が投票所入場券を提示をすると、最寄りの停留所から期日前投票所までの往復を無料で乗車をできるというものであります。

本町においてもこのぐるぐるバスが運行されておりますので、こういった活用も検討できるのではないかというふうに思います。また、投票日当日の巡回バスの運行も検討していただければというふ

うに思います。

昨年議会において、麻田課長の答弁では、投票区、投票所の見直しについて、2年をかけて投票区、投票所の変更、それと移動期日前投票所の開設、移動支援バスの運行、期日前投票所の増設、投票所の開設時刻の変更などについて検証を行い、総合的な投票区、投票所の見直しを実施するということにしておりますと言われておりましたので、先ほど私が申し上げたことは当然、視野には入っていることだと思います。

来年は、統一地方選、本町で関係するのは県議選、参議院選挙、知事選挙と選挙が続くいわゆる選挙の年でございます。その意味でも早急に検討していただいて、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えをいたします。先ほど答弁をいたしました庄田地区だけではなく、今回、昨年の3月の選挙管理委員会で決めましたことにつきまして、庄田地区だけではなくほかの地区についても検討しております。

具体的には、平成17年の見直しによりまして、現在の投票所までの距離が遠くなったということで、投票所の再設置の要望とかもありましたので、現在の全ての投票区の投票所から最も遠いと思われる有権者宅までの距離を公用車のメーターのほうで測定を行って、3キロ以上離れている場合はその有権者数、そして地勢等考慮して投票区の増設を検討することとしました。

これにつきましては先ほどの答弁でありました庄田地区はこれに該当するということで再設置ということになったわけでありす。また有権者数などからは投票区の設置は行わないとした場合は、先ほど松浦議員の御質問にもありましたように、こちらのほうは日時を定めた期日前投票所の増設あるいは移動支援バスの運行、あるいは移動期日前投票所の開設のいずれかの方法での検討を行うということにいたしました。

実際、この3キロという距離は、旧自治省が示した設置基準による投票所まで3キロ以上ある地区は解消に努めるというものを参考にさしてもらってます。そしてこの全ての投票区の投票所からの距離の測定によりまして4投票区のほうで投票所からの距離が3キロ以上ある有権者宅が実際上ありました。この結果を踏まえまし

て、選挙管理委員会で検討しました結果、この地区につきましてはその有権者数などにより、日時を定めた期日前投票所の設置で対応することというふうに考えております。これにつきましても、先ほどの庄田地区と同様、その関係する自治会のほうとはまだ協議を行っておりませんので、正式にはその自治会と協議をした後に決定するというようにしております。

そのほかにつきましては、これ以上の対応につきましては、まずはこの対応を行った後に、そのほかについて取り組んでいきたいというふうに考えております。以上でございます。

9 番（松浦隆起君）

今、検討していただいているということですが、先ほども言いましたが来年には選挙を控えておりまして、結論をいつまでに出すのか、来年のその選挙に間に合うようにするのか、そのお尻をいつ決めているのか、それをお聞きをしたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えをさせていただきます。まず、今申しました現在検討しておるという内容につきましては、これは当然、来年の4月の参議院選挙に間に合うように決定をして対応していきたいというふうに考えております。4月、県議会議員ですね、済みません、訂正いたします。来年4月に予定されております県議会議員選挙、こちらの方に向けて、先ほど言いました投票区の増設、そして日時を定めた期日前投票所の設置については、こちらのほうで、自治会との協議を踏まえた上で対応していくというふうに考えております。

そのほかにつきましては、それまでにいろんな課題がございますので、それまでに間に合うようであればそれで対応したいというふうに考えております。以上でございます。

9 番（松浦隆起君）

どの選挙も、差がなく重要な大切な1票をいただく選挙でありますので、できるだけ全てに間に合うように取り組んでいただきたいと思います。

もう1点伺いをいたします。先ほども触れましたこの明るい選挙推進協会のこの調査では、投票しなかったと回答した人のうち約4割の方が、駅や商業施設、コンビニなどで投票ができたなら投票に行こうと思うというに答えております。冒頭に紹介しました共通投票所は、近年低下傾向が続く投票率の改善につながるものと期待が

寄せられているものであります。本町においても、共通投票所を設置をすることで投票率向上へ少しでも寄与できるものではないかと思えます。

本町にも量販店が何店舗かございますので、検討する余地はあるのではないかと。当然、共通投票所は全ての方が住所に問わず投票できますから、それだけのシステムを構える、そういったハードルが当然ございますので、簡単にできるというものではありませんが、ぜひ検討していただける余地はあるのではないかと。

あわせて、2年前の公選法の改正によりまして、この期日前投票の時間が、現在午前8時半から午後8時までであります。自治体の判断で午前6時半から午後10時まで拡大をすることも可能になっております。こういったことも、先ほど課長が答弁いただいておりますように、総合的に地域の方のお声もお聞きをしながら検討する必要もあるのではないかとというふうに思いますが、以上の2点についてお考えをお聞きしたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

まず1点目の、駅や商業施設、量販店への設置のことにつきましてお答えさせていただきます。

こちらのほうにつきましては、先ほど答弁させていただきましたように、投票区の結局、増設あるいは日時を定めた期日前投票所の設置という方向でもやっていくということを決断しておりまして、こちらのほうの人員のほうは今現在でできるぎりぎりかなあというふうに考えております。

各選挙におきまして、期日前投票所を毎日、今現在は8時半から夜の8時まで構えておりますけれど、その間の人員の確保というのが非常に苦勞しておる状況があります。立会人の確保から、当然、朝から晩までほぼ12時間をこの同じ1人というのは非常にきついですので、現在2交代制とか取っております、通常の人員が倍要るとかというような状況もあります。

そのような内容がありますので、まずは、先ほど言いました投票区の増設、そして日時を定めた期日前投票所の設置ということで対応いたしまして、人員とか立会人とかいろんな問題がありますので、その後にまだ人員の確保等ができるのかというようなことがありましたら、先ほど松浦議員の質問にありました駅や商業施設そして期日前投票所のその時間の延長とかいうことを考えていきたいと考えて

おります。以上でございます。

9 番（松浦隆起君）

わかりました。ぜひ総合的に検討し判断をしていただきたいと思います。近年は、市町村合併また人口減少を背景に投票所の数が減っておりまして、2014 年の衆院選ではピーク時よりも約 5 千カ所少ない 4 万 8,620 カ所というになっていると聞きました。こうした影響で、本町でも見られますように、自宅と投票所が遠のいた有権者は少なくありません。

本町においても、投票環境の改善に向けて迅速な努力が引き続き求められておりますので、ぜひ、先ほど課長から、るる前向きな答弁をいただいておりますので、検討して進めていただきたいと思います。

また、言うまでもなくこの投票率を向上させるには、この投票環境の改善というだけでは不十分でありまして、選挙において有権者の関心を最も引きつけるのは政党、それから政治家の掲げる政策でありまして、その意味では我々議員にもその責任の一端はありまして、さらなる努力が求められていることをみずからも肝に銘じまして、本日の全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

以上で、9 番、松浦隆起君の一般質問を終わります。

ここで、10 時 30 分まで休憩します。

休憩 午前 10 時 16 分

再開 午前 10 時 30 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、5 番、坂本玲子君の発言を許します。

5 番（坂本玲子君）

おはようございます。5 番議員の坂本です。通告に従いまして質問をさせていただきます。1 点目、学校教育についてです。

今年度から黒岩中学校が佐川中学校に統合され、子供たちが通い始めたわけですが、町長の行政報告にもありましたけれども、急に大規模な学校生活になって戸惑いや不安はないか心配をしていま

す。子供たちの現状をお聞かせください。

教育長（川井正一君）

学校統合の黒岩地区から通ってきておる生徒の状況ということでお答えさせていただきます。先ほど、議員さんがおっしゃられましたとおり本会議の開会日の町長の行政報告で申し上げましたように、黒岩地区から現在、佐川中学に 11 名の生徒が通学しております。4 月当初は不安な気持ちもあったかと思いますが、約 2 カ月が経過した現在、ほとんどの生徒が部活動にも所属し、元気に充実した学校生活を送っていると、学校長からはお聞きしております。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

ありがとうございます。私も何人かの御家庭に、直接子供たちの様子を聞かせていただきました。おおむね楽しく学校生活を送っているようで安心をしました。しかし、中にはまだ慣れなくて不安感がある子供もいるようです。また部活などのバスの便などでうまくいかないことがあったようです。しかし、教育委員会の皆さんが、そういう小さなことにも気を配っていただいているという声も聞きました。たくさんの配慮が必要で大変だと思います。まだ 2 カ月しかたっていないので、これからが大切だと思いますので、今後、黒岩地域の方々、保護者の方々とも再度の話し合いが必要だと思いますが、そのような計画はあるでしょうか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。できれば 1 学期が終わった夏休み時点に、黒岩地区から通ってこられておる保護者の皆様と協議をしたいというふうな御意見もその場でお聞かせ願いたいというふうに考えております。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

教育委員会の方々、心を込めて子供たちのためにやってくれていると思います。これからも心のケアを初め、慣れない生活で困ることのないような十分な配慮をお願いします。

続きまして、教員の多忙化改善について質問をさせていただきます。以前も 1 度この質問をさせていただきました。今回は部活動のあり方についてお聞きします。

日大アメフト部の事件が毎日報道されていきました。教育のためにやっていることが、勝つことを優先させたために起きてしまった事

件ではないでしょうか。あつてはならないことが起こっているのが今の運動クラブの現状です。

県では、運動部活動全体計画ハンドブックを平成 26 年 3 月に作成、また平成 29 年 3 月には望ましい運動部活動のあり方についての通知を行っています。またことし 3 月、平成 30 年 3 月には、高知県運動部活動ガイドラインが作成されています。

全国的な話で言いますと、部活動顧問を拒否した教師がいることで話題になっています。部活動中の生徒の事故、暴力被害に始まり教員側の勤務問題まで、部活動の全体のあり方が問われています。ある調査では、忙しいと感じている中学校教員に主な原因は何かと尋ねたところ、複数回答ですが 60%以上の方が部活動が原因で忙しくなっていると答えています。

教師には、個別指導、会議、学校行事、教材研究、保護者対応などさまざまな仕事があります。部活動は正規の教育課程には位置づけられていない。正規の課程外で、生徒が自主的に取り組むものが部活動であり、教員はボランティアで面倒を見ることになるというふうなことが書かれている文章がありましたが、佐川町で部活動の位置づけはどうなっていますか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。部活動の位置づけにつきましては、中学校学習指導要領において、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるよう留意すること、また同指導要領解説体育編では、運動部の活動は学校において計画する教育活動である、ともされております。各校におきましては、こういったことを踏まえまして、教育計画の中で部活動全体計画や部活動の活動方針、そういったものを明らかにしております。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

別の方面から佐川町の現状についてお聞きします。佐川町の中学生で、運動部あるいは文化部に入っている子供の割合はどれくらいになるのかお聞きします。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。現在、中学校は佐川中学校と尾川中学校ということになるんですが、佐川中学校では生徒総数の約 84%に当たる 228 名が部活動に参加しております。また尾川中学校では 15 名全員が参加しておりまして、佐川町内では合計 243 名となっております。

この全体を見てもみますと、運動部が 192 名で約 79%、ほぼ 8 割を占めております。また文化部が 51 名で約 21%という状況でございます。以上です。

5 番（坂本玲子君）

部活動は、教育の一環であるというふうな位置づけをされており、県の通知では、休養日や適切な練習時間を設定すること、外部指導者を積極的に活用することが示されています。佐川町の現状はどうなっていますか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。県のガイドラインでは、この 3 月に示されましたガイドラインでは、例えば休養日については平日 1 日、週末の 1 日の 2 日以上。またさらに長期休業中、夏休みなどの長期休業中には一定期間の休養日を設けること。また、外部指導者の積極的活用等々は言われております。

そういった中で、現在の町内の部活動の活動時間としましては、種目や時期により若干の差はございますが、今ちょうど、今の時期で申し上げますと、平日は、運動部では平日が約 2 時間 30 分。基本的に学校の全てが終わる 4 時半から夜の 7 時まで、というのが一般的でございます。また土日などは多くが午前中ということで約 4 時間。また練習試合がある場合などには、拘束時間を含めて 7 時間 30 分程度となっております。それから部活動の休養日ですが、校長会においてこの点については、県のガイドラインが出た後、協議をさせていただきました。基本的には、平日、長期休業中も含めて、原則として週 1 回の休養日を設けることとしております。曜日につきましては各部の活動実態を踏まえて指定することとしておりまして、特に曜日は指定しておりません。なお、本年度から夏期休業中の 8 月 13 日から 8 月 15 日までの 3 日間を学校閉校日としまして部活動も休むこととしております。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

平日、おおむね 2 時間 30 分というお話でしたが、私の聞いたところによりますと、朝練もやっているんじゃないかと思いますが、その現状はどうですか。

教育長（川井正一君）

朝練は毎日やっておるわけじゃないんですが、大会が近づく前、特に今の時期、県体に向けて各地区の予選会がございますのでやっ

ております。大体、朝練は朝の 7 時半ぐらいから 8 時過ぎぐらいまでということになります。それを足しますと、朝練をプラスしますと 3 時間程度ということになるかと思えます。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

県のガイドラインは、平日 2 時間以内、休業日は 3 時間程度というふうなガイドラインが示されていますが、今後、それを今お聞きしたところ、大体 3 時間ぐらいになるかと思えますが、50%多いと。150%の時間ですので、その辺についてはどんなにお考えですか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。県の教育委員会からガイドラインが示されまして、県からは、ガイドラインにのっとり、準備が整い次第、町教委と学校で、その運動を、活動方針の策定をしてくださという通知をいただいております。

この方針の策定につきましては、佐川町だけではなく全ての市町村教委と中学校のスポーツ活動を統括しております高知県中学校体育連盟が共通認識のもと取り組む必要があると考えております。今後は、そういった関係団体また全高知県の市町村教育委員会連合会という組織もございますので、そういった中で協議を進めていきたいと考えております。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

協議を進めるということは、そういう、例えば平日 2 時間以内になるような方向で協議を進めるという意味でしょうか。

教育長（川井正一君）

できるだけ県が示したガイドラインに沿うような方向で協議をすることとしております。ただ、これを、先ほども申し上げましたように、一市町村教委だけでやるということになりますと、部活動全体に与える影響も出てまいります。

ですので、やはり、全体が協議をして足並みをそろえる中で取り組む必要があるというふうに考えております。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

本当に、大会数とかね、いろんな関係があると思いますが、そういう意味では、中体協との関係で、大会数を減らすとかいろんなやり方があると思うんですが、ぜひ前向きに進めていただいて改善すると。

今お答えの中には、休養日平日週 1 回ということでしたが、土日

に関してはどんなになっていますか。

教育長（川井正一君）

現在、土日に必ず休養日を設けなさいということにはしておりません。その週で、少なくとも1日は休養日を設定してください、というようなことにしております。今、現在、結構土日は練習試合等々がございまして、なかなか土日を休む、どちらかを休むというのは厳しい状況にございます。

やはりこういった土日の練習試合等々、こういった面は特に中体連という組織も関係するんですが、それぞれの競技団体が主催する大会等々もございます。そういった面を含めて、やはり高知県中学校体育連盟が一定、整理をしていただく、試合数をどんなにするのか、そういったことを含めて考えていく必要があると思っております。

今のところは、なかなか県のガイドラインに沿ったような対応というのは、現状では難しい状況ではございますが、基本的には各校にこのガイドラインも当然送付して、校長会等でも検討しております。このガイドラインの趣旨を踏まえた取り組みをしていこうということには変わりはありません。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

その改善をされるということですが、大体、めどは1年くらいでやるとか2年くらいでやるとか、その辺のめどはいかがですか。

教育長（川井正一君）

実は、県の市町村教育委員会連合会という組織もあるんですが、もう1つ、高岡地区の市町村教育委員会連合会という組織もございます。これは、高岡郡と土佐市、須崎市を含めた10の教育委員会で組織しております。

その教育長会も先般ございまして、これについての、なかなかこの問題は悩ましい問題である。やはり、それぞれ子供たちあるいは保護者の皆さんは、それぞれの部活動でそれなりの成績を期待しておると。そうすると、勢い練習時間等々の確保が出てきますと。そういった中で、今のところは協議を始めた段階でございまして、いつまでに、ということは決まっております。県からも言われておるのは準備が整い次第という、ちょっと曖昧な表現になっておるんですが、そういったことで言われておりますので、今後、いろんな会を通じてですね、こういった方向に持っていけるのか、基本は

やはりこの方向はやっぱり取り組まなければならないという方向性は堅持したいと思っております。

また、現実問題として、今ちょうど一番、部活動が一番長い時期に当たります。冬場になりますと、もう部活動は夜6時、やはり暗くなりますので帰りの関係もございますので夜6時、となりますと多分この平日2時間程度におさまるような、大体4時半からスタートしてやりますので、トータルで、特に夏場のこの時期を4月から9月ぐらいまで、この時期の練習時間をどのようにしていくのか、そこが一番大きなポイントになろうかと思っておりますし、また土日に練習試合等々を、あるいはいろんな競技団体の試合をする大会、そういったのを整理をどうやっていくのか、そういった点が今後、考えてなければならないと思っております。基本的に、県のこういった方針をできるだけ実現できる、そういう方向で協議をしていきたいと考えております。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

県のそのガイドラインには、科学的な練習方法を取り入れることによって練習時間を少なくしていくほうが望ましいというふうに書かれていますので、ぜひそういう意味でも、練習時間の設定をやっていただきたいし、それから今、土日を休むことが難しいと。では、その教育活動と位置づけて土日に部活動に参加した教員は、休日がないわけですね。その場合は平日振りかえとか、いろんな手法があると思うんですが、どういう方法をとられていますか。

教育長（川井正一君）

勤務の振りかえということでは対応しておりません。手当をお支払いするということで対応しております。具体的に申しますと、土日の部活動に従事した教員には、従事した時間に応じて教員特殊業務手当、これは部活動指導業務ということになるんですが、支給されます。手当の額は、2時間以上4時間未満で1,800円。4時間以上で3,600円ということになっております。これで対応させていただいているということでございます。

5 番（坂本玲子君）

お金の問題ではなくて、やはり教員にも家庭があります。土日もずっと部活動をして、また平日も普通の授業をするという、かなり無理がかかるんじゃないかと。だから部活動の位置づけを教育活動とするならば、そこの辺の時間をどう保障していくかっていうこ

とも大切だと思います。その教員にも家庭もありますし、本当に忙しい、本当に全部の時間を費やしているという感じですので、その辺の検討も、県がガイドラインを出したこの検討の時期にぜひ考えていただきたいと思いますと思いますが、いかがですか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。この部活動だけではなく、冒頭、議員さん申されたとおり、いわゆる教員の多忙化の解消、これが大きな、今、課題になっております。その中の1つとして部活動をどうやっていくのかということが出ております。

今、各校では、そういった教員の多忙化解消に向けて会議を短くするとか、あるいは組織的な対応で1人の教員が悩んだり遅くまでやるようなことがないようにとかいう、こういったことがやれるのか、それをしっかりやっていこうと。まずはやれるところから業務改善をして、教員の多忙化解消を少しでも前へ進めようという視点でやっております。

そういった中で、この部活動についても教員多忙化の大きなウェートを占める部分がございますので、学校と十分協議して、部活動の今後のあり方は考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

教員の中で約1割程度が精神的な疾患をお持ちであるというふうなデータも出ています。それはその教師が、本当に忙しすぎるっていうのと、いろんなことに対応しなきゃいけないという理由から、そういう疾患が多いんじゃないかなと考えておりますので、できる限り早く、めどが立ったらそれでいいという形ではなくて、本当にその身になってやっていただかないと、先生もつぶれる。そしたらその適切な教育ができなくなると、そういう状況ですので、本来やったら時間を区切って、日にちを区切って、いつまでにやろうと、県全体でやっていけるような方針を出していただきたいと思います。

そのガイドラインにはですね、生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備も上げられています。生徒の総運動時間が二極化されており、運動をほとんどしない生徒が女子の2割程度いる。より多くの生徒の運動機会の創出がはかれるようにすべき、との文があります。これについてはどのような対処をしていくつもりなのかをお

聞きします。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。先ほど、佐川町の部活動の参加状況を答弁させていただきましたが、当然、全員が部活動に参加しておる状況にはございません。部活動に、というのは一定それなりのやっぱり部活動をやる意義というものがございます。やはり、学級とか学年を超えた・・・これも大きな役割を占めていると思います。そしてそういった、なかなか、部活動は自分の思うとおりにやはりなかなかできない場面も出てきます。そういった中で、やはり困難を乗り越える力であったり、あるいは達成感、さまざまな部活動の意義というものが、運動部、文化部も一緒ですが、出てまいりますので、そういったいわゆる部活動の有意性というものも、参加していない子供さんにも私はお知らせして、現在、かなりの割合の高い部活動に参加しておりますが、そういったことを生徒に、ひとつ部活動を通じて楽しい、充実した学校生活を送る、そういった視点も大事にする必要もあらうかと思っております。

しかし一方、そういった部活動に参加しない生徒さんも結構な割合でいますので、そういったことも含めまして、学校全体の中で子供たちをしっかりと育んでいくという、そういった視点が必要です。特に、教員が部活動に従事して、そのためにほかの生徒への指導がおろそかになるとか、そういった精神的な部分も含めて、ないように、やはり学校全体で、部活動は教育計画の中にもしっかりと位置づけておりますので、考えていくと。そういう視点が必要ではないかというふうに思っております。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

教員の負担を少なくするという意味では、外部指導者の導入っていうのも非常に大事なことだと思いますが、その点、佐川町の今の現状と今後どうするつもりなのかっていうのを教えていただきたいと思います。

教育長（川井正一君）

外部指導者につきましては、平成 27 年度から昨年度までの 3 年間は、県教委の補助事業を活用しまして、尾川中学校バレー部で実績がございます。ただ本年度は、尾川中学校にバレーの指導のできる教員の配置ができましたので、現在のところ、そういった県の補助事業を活用して定期的に部活動に入っていく外部指導者と

いう方はおいでません。

ただ、ボランティア的に、保護者の方等々で、やはり運動をやっていた方がおいでまして、例えば卓球なんかでやっていただいております、そういう実態はございます。

それからあと、学校内の部活動というわけではないんですが、町民プールとテニスコートにおいて水泳とテニスをやっております。これにつきましては、それぞれその外部指導者ということになるんでしょうが、テニスあるいは水泳の指導のできる方に指導をしていただいております。それで、基本的に今のところ佐川中学校それから尾川中学校ともに、それぞれの部活動のできる教員の配置ができておる、そういった中で、今のところ外部指導者というものの活用には至ってないという状況でございます。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

教員の配置ができていうのと、その負担軽減っていうのはまた別のものでして、外部の人を入れることによって負担を軽減させていくという方向性があれば、例えば、土日の1日はその外部の指導者にお願いをするとか、いろんなやり方があるかと思うんですが、そういうのも積極的に考えていただきたいと思いますと思うんですが、いかがですか。

教育長（川井正一君）

やはりそこら辺の意識がまだまだ、学校現場において、やはり十分定着してないという表現がよろしいんでしょうか。やはり教員は、自分がその部活ができるので、やっぱり自分の責任でしっかり子供を指導したいという思いが強うございますし、またそういった指導のできる教員を、我々は人事異動のときに、できるだけ配置をお願いしてきたという実態もございます。

そういったことがあって、なかなか1時間、例えば土日だけは外部の方をお願いするということになりますと、そこら辺の指導の統一性の問題等々ございまして、今のところようやってないというのが実態です。

やっぱりそこら辺は、教員として子供をしっかり指導していきたい、子供を見ていきたい、そういう思いが背景にあるというふうには考えておりますが、そういったことだけではなく、今後はやはり、外部の方の活用、そういったことも含めて考えていく必要性はあるというふうに思っております。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

本当に部活動は生徒たちにとって、ともに目標に向かって努力をしていく中で、人生にとってかけがえのないものである。たくさんのもので得ることができるものであるすばらしい活動だと私も思っています。しかしそれが、過度なものになって、成長期の子供の体に負担をかけ過ぎてはいけなし、また教師の犠牲の上になり立つというものであってもいけません。ぜひ、意識改革をされて、早急なる改善をお願いしたいと思います。

次、防犯カメラのことについてお伺いします。

佐川町でも、複数の不審者情報があり、保護者の方々が不安がっています。議会懇談会で各地域を回りましたときにも、地域の方から、自分の孫がそういう不審者に会ったと。非常に怖いと。だからぜひ防犯カメラをとという声がありました。

県外でも小学校2年生が不審者に連れ去られ殺害されるという痛ましい事件がありました。本当に、事件が起きてからでは遅いかと思います。そんな中で、佐川町では1年間に何件くらいの不審者情報があるのか。またそういった場合、どういう対処が行われるのか。尾川での事件後の経過はどうなっているのかお伺いします。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。まず不審者の情報でございますが、佐川町青少年補導育成センターで把握しております数値としまして、平成27年度に5件、平成28年度に1件、平成29年度に3件、そして本年度は、先ほど出てまいりました尾川を含めまして4月以降は2件の情報を確認しております。

まずこの不審者情報が寄せられた場合には、まず教育委員会青少年補導育成センター、学校、保育所、当然佐川警察署とまず連携をしまして、電話やFAX、メール等によってお互い情報共有を図っております。また、近隣の市町村にも情報提供はしております。

具体的な対応策としましては、青少年補導育成センターの青色パトロールカーによる下校時の町内巡回、それから不審者情報があった場合には、学校、保育所から保護者への連絡、また内容によっては防災行政無線の活用や教職員を通学路のポイントに配置すること、さらには学校支援地域本部事業などを活用しまして、地域の方に見守りをお願いする、こういったこともやっていこうということにしております。以上でございます。

尾川の事件後の経過でございますが、4月に尾川地区でそういうことがございまして、また5月に今度は斗賀野小学校校区で起きました。それを受けまして、まず防災行政無線で地域の方々に見守りのお願いをしております。それから、町の広報紙にチラシを入れまして、自治会で回覧をしていただくということもしております。これは尾川と斗賀野小学校校区で起きた内容をお知らせして、もし見かけた場合は警察あるいは青少年補導育成センターへ御連絡くださいといった内容でございます。

そういったことを今やると同時に、下校時、尾川地区とそれから斗賀野小学校校区のパトロール、それを青少年補導育成センターのほうが重点的に行っております。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

本当に不審者といっても、何もしなければ警察も取り締まるわけにはいかないと。学校や地域でもなかなか、本当に事件にならないと動きにくいというふうな状況があると思います。

ところで現在、その防犯カメラの佐川町での設置状況はどんなになっていますか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。町内の小中学校への防犯カメラの設置状況につきましては、佐川小学校の正門付近に2台、斗賀野小学校も同じく正門付近に2台の合計4台を、これは県警の事業を活用して設置しております。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

実は私は、その防犯カメラというのは、設置をされることが本当は不安で、結局、個人の監視につながったらいやだとか、プライバシーを、という面で難しい面があるのかなあと思っていましたけれども、その尾川の事件を聞いたときに、目出し帽に星の、とか本当に具体的なお話があって、本当にその御家庭の方は非常に不安な気持ちを持っておられるし、子供自体も不安だと思います。そういうその正門前に置くことによって、そこを通過する車っていうのが特定されれば、もっと警察の監視の目も届くんじゃないかと。もしそういうことが可能であれば、斗賀野と佐川小学校だけではなくて、各学校のところにそういうものが置けないのかなと、その通学路とか正門前とかっていう形に設置については、どのようにお考えでしょうか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。通学路全てをカバーするというのは、これはちょっと物理的に不可能ではないかと思っております。今後、主要な通学路への防犯カメラの設置、これについて関係機関と協議をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

ありがとうございます。本当に不安を解消していただきたいし、それから主要な部分だけで十分なのかなと思うんですが、その配置するに、もし当たりましては、もちろん地域の方々の了解も必要だと思いますし、個人情報保護の立場から、目的外利用はしないなど、いろいろな取り決めをしなくてはいけないと思いますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。これまでも佐川小、斗賀野小へ設置する際には、地元の自治会長さんに御相談をさせていただきまして、地域の皆様の、基本的に御了解いただいた上で設置しております。そしてまた防犯カメラ、特に個人情報保護の観点から種々言われることがございます。

防犯カメラを設置しております自治体が、もういくつかございますが、そういった自治体では、ガイドラインというものを設けて防犯カメラの適正な運用に努めておるという実態もございます。

そのガイドラインを見させていただきますと、撮影された画像の閲覧とか提供には制限を設けております。例えば、法令に基づく場合は提供しますとか、あるいは住民の生命、身体、財産の確保のために緊急性がある場合、また捜査機関からの要請、事故・事件のための要請があった場合、あるいは本人の同意を得た場合、等々、そういったガイドラインをつくっておりますので、やはり、仮に、今までは県警の事業で、これは県警の防犯カメラとして設置していただいておりますが、町がそういった防犯カメラを設置するという事になれば、一定、そういったガイドライン的なものを定めて個人情報をしっかり保護していくということは大事じゃないかと思っております。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

本当に子供たちの安全を守るっていうのは一番大事なことです。そういう個人情報もしっかり守れるようなガイドラインをつく

って、以後にぜひやっていただきたいなと思います。

これで、1 問目の質問を終わります。

続いて、生活困窮者についてお伺いします。

2015 年に施行されました生活困窮者自立支援事業の状況についてお聞きします。この制度は、対象者を限定しない個別支援事業ですので、今まで制度のはざまに困っていた方を救える画期的な事業だと思います。この制度が3年目の見直しで、対象者の定義が「現に経済的に困窮し、最低限の生活を維持することができなくなる恐れがあるもの」から「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性、その他の事情により」というふうに「経済的に困窮し」というふうな状況がいろんな状況がつけ加えられました。佐川町でもこの事業を社協に委託し実施しているわけですが、3年たった今の状況はいかがかお伺いします。

健康福祉課長（田村秀明君）

坂本議員の御質問にお答えします。現在、佐川町社協が実施しています事業は、国の生活困窮者自立支援制度の中の自立相談支援事業を高知県から委託され実施しています。事業の内容は、支援員が相談を受け、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立支援に向けた支援を行うことなどとなっております。

御質問の支援数の状況でございますが、年間の新規対象者数は30件、年間の、継続も含めまして、件数が50件。職員のほうは3人体制で行っております。

そのほか、高知県から高知県社協に委託をして実施しています住宅確保給付金の支給、就労準備支援事業、家計相談事業、佐川町社協からつなぎを行っております。平成29年度は、家計相談事業に2件つないだと聞いております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

ありがとうございます。私も以前、国保料を滞納されている方からの相談があって、センターにつなげました。そのときの対応は非常にすばらしくて、生活保護の申請や仕事探しまでやっていただいて、とても感謝したことを覚えています。

しかし、対象となる方がみずから相談に来ることは少ないと思いますが、こういった手立てをして拾い上げをしているのか、お伺いします。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。支援の必要な方の、対象者の拾い上げの御質問でございますが、あゆむ会、佐川町を9地区に分けて年3回合計27回や見守りネットワーク、佐川町を8地区に分けて年2回の計16回の会で関係者、民生委員等が出席し、生活困窮者や支援の必要な方の把握や情報を共有し、地域解決できない課題については専門職、専門機関につないで支援をしています。以上です。

5番（坂本玲子君）

ありがとうございます。健康福祉課では、そういった困窮者あるいは支援の必要な方々の発見のために、さまざまな手立てをしてくれていて本当に感謝をしています。

私は以前より、こういう困っている方に対して、各課の連携が必要だということを主張してきました。例えば、税務課で滞納をして困っている方がいたとき、生活困窮者自立支援の相談センターにつなげている件数はどれくらいあるのでしょうか。また、町民課では、国保料が払えない方で資格証明を出したりしていると思いますが、その際、相談センターに何件くらいつなげているのか、お聞きします。

税務課長（森田修弘君）

坂本議員の質問にお答えいたします。税務課のほうへ滞納者が納付相談に来た際などには、滞納の原因が生活困窮にあると思われる場合や本人が生活困窮について訴えている場合には、状況に応じまして、生活保護でありますとか就労支援の事業など、さまざまな支援事業があることについての説明をするとともに、社会福祉協議会の安心生活支援センターや健康福祉課の地域包括支援センターの連絡先をお知らせするようにしておりますが、そのうちどれくらいの件数が、どれくらいの方が直接、安心生活支援センターのほうに連絡をとっているかについては、ちょっと把握のほうはできておりません。

なお、納付相談の中でですね、生活困窮の実態を聞き取った中で、状況によりましては、本人の了解を得まして、こちらのほうから直接連絡を入れる場合がございます。そういったケースは年間5件程度あると聞いております。以上でございます。

町民課長（和田強君）

坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。国民健康保険の

資格証明書の発行の際に、安心生活支援センター等へつなげた事例はございません。以上です。

5 番（坂本玲子君）

町民課にお伺いしますが、その資格証明書を出す際に、その生活がどうなっているかという心配なんかをされて、こういうのがあるよというふうなお知らせをすることもありますか。

町民課長（和田強君）

お答えさせていただきます。短期証の発行をやめて、資格証明書を発行する際には、国保税の納付ができない特別な事情にかかる届出書、それから原爆一般疾病医療費の支給に係る届出書及び処分の原因となった国保税の滞納についての弁明書というのを世帯主のほうに送付した上で、相談や届け出がないものに対して資格証明書を交付するという手順になっております。

また、文書の送付対象者の世帯の方につきまして、医療の情報、レセプト情報をですね確認して、定期的な受診とかがない等ですね確認を行って、特に注意を払った状態で文書を発行しております。ちなみに、資格証明書の発行世帯数というのは、現在7世帯ということになっております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

ぜひですね、町民課でもですね、そういう本当に国保料が払えないという方っていうのは、きっと生活が厳しい家庭だと思いますので、その方には、こういうところがあるよという情報を今後、皆さんで流していただきたいと、そういうことで救える御家庭があれば救っていただきたいと思いますが、いかがですか。

町民課長（和田強君）

お答えさせていただきます。先ほど申し上げました資格証を発行する前段の文書の送付がありますが、その文書の中にですね、こういった相談する場所がありますよということもですね、書き加えてお知らせするようにしたいと思います。以上です。

5 番（坂本玲子君）

できたらですね、相談においでたときに、優しく教えていただくと、来た人もわかりやすいかなあと、こう文書を読んでもなかなか理解できない方もおいでますし、あんまり文書を読まない方もおいでだと思いますので、口頭で優しく言っていただけたらありがたいかなあとと思います。

続きまして、厚労省は、そういう生活に困窮された方のための関係部局・機関との連絡・連携体制強化の徹底についてという通達をしています。これは、電気、ガスの供給がとめられたときには、それがわかるように事業者との連携を強化するようにという内容ですが、そういう事業者との連携も大切かと思いますが、その辺を、どうなっているかお聞きします。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。平成 24 年 2 月 23 日付の厚労省の通達は、都道府県知事、指定都市市長、中核市市長宛てに通知をされており、高知県では、高知県民生委員、児童委員、協議会連合会と地域の民間事業者との三者で、地域における見守り活動ネットワークを築くことを目的としまして、高知県における地域の見守り活動に関する協定を締結しております。各事業者が、それぞれ業務の中、配達であったり、訪問、移動販売、検針等で地域を回る際などを中心に、地域で見守り活動を実施しております。

この見守り活動の中で、声かけをしても返事がないとか新聞がたまっているなどの異変を感じたら、民生委員や関係機関、近所の方へ連絡し、家族や警察、病院などに連絡するなどの対応がされています。

なお、協定先としましては、新聞社、量販店、四国電力、J A グループ、生協病院などとなっております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

さまざまな手立てをやっていただきましてありがとうございます。みんなが安心して暮らせる幸せを感じる佐川町を目指し、生活が困窮して本当に困っている方へ必要な手立てができますよう、職員が一丸となって今後も頑張っていきたいと思います。

第 3 問目、民生委員さんについてお伺いします。

民生委員の方々は、地域で困っている人を助けるために日夜頑張ってくれています。本当に頭の下がる思いです。ところが全国的には、なり手がいない。高齢化しているなどの問題が出てきています。

佐川町でもたくさんの民生委員さんが頑張ってくれています。しかし、仕事が大変で心理的負担が大きく、やめたいと言っている方の声も聞きます。それに加えて、要援護者の情報が適切に提供されていない、書類が煩雑過ぎるとの声も聞きます。交通費や電話代程度の報償費に対し、仕事が重すぎるのではないかと考えます。

まず1点目、要援護者の情報が適切に提供されているかどうか、お伺いします。佐川町では支援の必要な方の名簿等を民生委員さんに渡していますか。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。災害時の要援護者名簿は、平成25年6月の災害対策基本法の改正により、現在は、避難行動要支援者名簿といいます。当町におきましては、初回の名簿、平成27年10月の1日を基準に、高齢者世帯の方など、災害時に1人では避難することが困難な方を対象に作成しております。この名簿に登載されておる御本人からの情報が得られた場合については、災害に備えて平常時から民生委員さんを含む関係の方に、平成28年7月1日を基準に、同意者名簿を作成して提供はしてます。

なお、これらの名簿は毎年更新させていただいており、現在、同意のあった1,328人について、担当地区の民生委員さんの方に名簿を渡しています。以上です。

5番（坂本玲子君）

同意のあった方の名簿ということですが、もちろん同意のない方もおいでるわけで、その同意のない方は支援は必要ないという対処ですかね。それとも、どういう方が同意をされてないんですか。

健康福祉課長（田村秀明君）

同意をするかしないかという個人のですね判断基準はちょっと私にもわかりませんが、同意がないからですね、全く支援をしないということではないです。やはりこの名簿に漏れているとかないという中でですね、地域の方がこういった人をぜひですね、見守っていきたいということで御相談があればですね、そういった民生委員活動の中でですね、必要な情報はですね、健康福祉課としても出すように考えています。以上です。

5番（坂本玲子君）

その避難行動要支援者とかのその名簿ですけども、その名簿の中に、民生委員さんが必要な内容が含まれているのかどうかというのが非常に問題かと思いますが。その民生委員さんが必要だというのは、その本人の名前だけではなくて、家族構成や緊急連絡先や福祉関係のサービスの利用状況なども知りたいというふうなことがあると思います。個別の計画書があつて、それに家族関係等も含まれていると聞いております。その全部を全部の人に配布する必要は

ありませんが、担当の地域の方に個別計画書もあわせて知らせておく
と支援や見守りがスムーズにいくと思いますが、それについては
いかがでしょうか。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。必要な名簿につきましては、先ほど言いました同
意のあった方についてはですね、避難行動要支援者名簿をお渡しし
てます。この中にはですね、必要な情報の中でですね、先ほど議員
さんがおっしゃったような細かいところ、かかりつけ医とか、そう
いった家族の情報まではございません。これについては一覧表にな
っています。その下にあります個別的にですね支援が必要な方に、
個別計画という計画をつくるようになってまして、それについては
ですね、必要な情報があります。これについてはですね、担当の民
生委員さんとか自主防さんの方にですね、全て配布するようにして
配布をしております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

自主防災組織の方っていうのは、ちょっと立場が違うので、名簿
の公開にはそういう承諾が必要ですが、民生委員さんは特別
公務員でありまして、その承諾なしでも情報の提供ができるという
ことですので、承諾を得た方だけではなくて、本当に必要な方がお
いでましたらそういう情報も流す必要があるかと思いますが、いか
がですか。

健康福祉課長（田村秀明君）

この避難行動要支援者名簿につきましては、災害対策基本法に基
づいて作成をしているわけなんですけど、この法律の中でのですね、第
49 条の 11 第 2 号により、民生委員など避難支援者と関係者に対し
ての名簿の情報提供をするものとしていますが、と当然名簿を提供
しなさいというふうになっています。が、この同じ条の中でのですね、
後段、ただし書きのほうではですね、本人の同意が得られない場合
はこの限りではないということの中でですね、町のほうは同意がな
い部分についてはですね、原則は今、提供してないです。

ただしですね、見守りとか支援が必要になった場合はですね、個
別に対応させていただいてますし、また個々のケースの内容によっ
てですね、本人の同意の有無にかかわらずですね、情報を提供しな
いといけないというケースなんかは当然出すようにして出してい
ます。以上です。

5 番（坂本玲子君）

ぜひですね、そこまでの仕事でよければそれでいいんだけど、それ以上の見守りが必要なときに必要な情報をきちんと提供するというのは、役場としての義務だと思いますので、ぜひその辺を抜かりないようにやっていただきたいと。

ある方から、見守りを続けていた方が突然いなくなつたと。心配していたら、後で聞いたところ、その方の息子さんが帰ってきて、その方を施設に入れたとのことでした。しかし、今まで見守りをしていたにもかかわらず、その変化の連絡はどこからもなかったと。民生委員さんが我が事のようにお世話をします。そして社協や行政につなげて、困っている方が安心して生活できるように見守ります。つなげた人に関して、施設へ入ったとか、そのつなげてない人なんかでも入院をしたとか世話する人ができたとか、そういう報告はしていただきたかなあと思うんですが、その辺はいかがですか。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。民生委員さんからつないでいた方がですね、施設の入所とか入院した場合の民生委員さんに対する情報提供のことなんですが、基本的にはですね、うちのほうも情報は提供するようにしていますが、一人一人の個別の状況っていうのはですね、逆にその健康福祉課のほうでは、情報がないっていうことが多々あります。問い合わせをいただいたら、当然知っている内容についてはですね、情報提供させていただきます。

ただし、中にはですね、その本人さんとか御家族の方からですね、入院したことを言わないでくださいというようなケースなんかもあります。そういったケースはですね、個別で対応させていただいてます。以上です。

5 番（坂本玲子君）

ぜひですね、そういう個別のいろんな大変なことがあると思いますが、できる限り情報を民生委員さんに渡すことによってスムーズな見守り活動ができるようにやっていただきたいなと思っています。

次に、活動記録の簡素化についてお聞きします。

民生委員さんの約 60%が、活動記録が負担であるという統計があります。この活動記録は町が集計し、県、国とつなげて統計的に処理されて報告されています。ところがそれが有効に活用されている

のかなあと疑問に思っている方がいます。平成 26 年に、活動記録の簡素化を 9 都道府県首脳会議が総務大臣、厚労大臣に提言をしています。佐川町だけで決められる問題ではありませんが、民生委員の負担軽減に積極的にかかわっていただきたいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。記録の様式につきましては全国統一となっており、民生委員さんは 1 カ月ごとにですね、日々まとめたものをですね、佐川町の社協のほうへ提出するようになってます。この記録についてですね、平成 28 年度に、中央西福祉保健所のほうが実施しましたアンケート結果、これ佐川町の状況なんですけど、記入しやすいが 65%、記入しにくいのが 15%、とても記入しにくいのが 3%、無回答が 17%となっており、一応記入しやすいが多いということになっていますが、新任の民生委員さんにとってはややこしいという声も聞かれていますので、わからない場合はですね、町のほうの社協のほうの事務局で説明なんかを行ってます。

また全国的にですね、記録内容は分類が複雑でわかりづらいというような声もあったことから、平成 28 年度に、記入の手引きというのが配布されています。記入のですね、方法などがわかりやすく表示されていますので、負担の軽減にもつながっていると思います。また、今後につきましてもですね、民生委員の方からですね、不安軽減等の声があれば、佐川町民生児童委員協議会とも連携しながら、県のほうへ要望を伝えていきたいというふうに考えています。以上です。

5 番（坂本玲子君）

民生委員さんの、本当に負担が軽減できるようなさまざまな活動をやっていただきたいと思っています。

もう 1 点、活動費についてお伺いします。民生委員になった場合、大体どれくらいの活動費というか報償費というかなんていうのかわかりませんが、が支払われているのか。さまざまな相談やつなぎの活動、研修等を行っていますが、それに見合うような手当等はあるのかどうかをお聞きします。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。相談やつなぎに対する活動費は月 5 千円で、年間 6 万円になってます。研修会等につきましては出務日当ということ

で3千円となっています。日当のある出務につきましては、定例会であつたり役員会、あゆむ会、見守りネットワーク、ケース検討会、各種研修会などとなっています。以上です。

5 番（坂本玲子君）

特別公務員として同じ消防団員がいますが、消防団員は年間数万円の手当があるかと思いますが、それに加えて出動するたびににながしかの出務手当があると聞いていますが、それはどんなになっているのでしょうか。

総務課長（麻田正志君）

お答えをさせていただきます。消防団員の手当等につきましては、佐川町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例のほうに規定されておりまして、まず報酬の額につきましては、別表第1というものがあります。その中に階級によって、団長からその他の団員までありますけれど、一部報酬の額を言いますと、団長、一番高い階級になりますけれど、年額の報酬額が7万2千円。その他の団員、一番安い報酬額になりますけれど、その他の団員で、年額の報酬額が2万6千円ということになっております。

ただし、この報酬を支給する年度におきまして、出動実績のない者には支給しないということにもなっておりますし、また年度の途中において新たに団員もしくは機関員となったときとか、あるいは階級の異動によりまして報酬額に異動が生じたときでありますとか、退職、死亡、免職されたときなどにつきましては、月割りにによって計算した額というふうになっております。

もう1つ、出務手当のほうにつきましては、こちらのほうは費用弁償ということで規定されておりまして、団員が水、火災警戒・訓練、会合等の公務のため出務した場合におきましては、費用弁償として、それぞれ1回の出務につき6千円を支給するというものになっております。ただ、先ほど言いました1回の出務時間、こちらのほうが12時間を超える場合は、その超える時間12時間以内ごとに6千円を支給するというふうに規定されておりまして、それに基づいて支給のほうをしております。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

消防団員の方には、そういう出務手当がきちっと支払われていると。けど民生委員さんには、本当に会議以外、本来の仕事である見守りとか相談活動には何の保障もないと。さまざまなストレスを感

じる民生委員活動、頼っていただける方はいいけれども、訪問を拒否される方もいる。だけど心配なので放っておけない。どうしたらいいかと悩む、そんなストレスがいつもあると思います。全くボランティアで尽くしています。民生委員さんにも本当に温度差があると思いますが、それに見合った報酬を考えていくっていうのは当然ではないかと思うんです。もしそれを行政が自分たちで全部やるとなると、本当にその何倍も何十倍も、何千倍も、というふうに費用がかかるんじゃないかと。町独自でまず活動をして消防団員の出務手当のようなものを創設して、また国に対してもその費用の増額などを発信して改善していく必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。民生委員さんの活動等は民生委員法で定められています。第1条のほうで「民生委員は、社会奉仕の精神をもって常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする」と。第10条ではですね「民生委員には給与を支給しなものの」となっていて、法律上ですね無報酬ということになっています。

しかしですね、活動に必要な交通費、電話代、研修費などについては報酬ということではなしに活動費ということで、県からですね、国から交付される額をですね支給されています。町も、県から交付している金額と同じ額についてですね、町のほうからも支給をします。民生委員さんの活動もですね、以前からすると比較にならないほど増えていることも、昼夜問わず一生懸命かかっていることもですね十分承知していますが、活動に対するですね対価というような形の創設ということ、報酬についてはですね考えていません。以上です。

5 番（坂本玲子君）

先ほどお聞きしましたが、民生委員さんに配っている名簿、要援護者の名簿と個別計画も民生委員さんに全部配っているというお返事だったと、これ確認させていただきますが、いかがですか。

健康福祉課長（田村秀明君）

そうです。名簿のほうは1,328、個別計画のほうはですね256個、作成したものをですね、配布してます。配っております。

5 番（坂本玲子君）

そして、もし必要があったときには、その了解を得てなくても、必要な名簿は今後渡すということの了解でよろしいですか。

健康福祉課長（田村秀明君）

そのとおりでございます。

5 番（坂本玲子君）

民生委員さんの方が安心して責務を全うするために、町ができることがあると思います。まず、民生委員さんに何をやってほしいか、仕事の内容、ここまでがあなたの仕事だよと。ここから先は行政でやるよとかいうそのそういう内容を明確に示すこと。それに伴う必要な情報をきちんと渡すこと。それから、委員さんたちの要求を真摯に聞き、過度な負担にならないようにするということが必要かと思います。また町のつかんだ要援護者の変化、福祉サービスの利用や入退院、転入転出等をわかる範囲で民生委員さんに伝えるというふうなことを行っていたきたいと思いますが、その辺、いかがでしょうか。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。民生委員の方が安心して職務ができるよう、町として先ほど言いました職務を依頼する場合はですね、丁寧に内容を明確に説明する。民生委員の方に情報提供をする。民生委員さんの方から要求をしっかりと聞く。また先ほどの要援護者台帳等のですね名簿については、変化があったらわかる範囲で、またお知らせしていくということは今後もずっとやっていきたいというに思っています。以上です。

5 番（坂本玲子君）

ありがとうございます。本当に大切な民生委員さんですので、これからも、私もやりたい、というふうなそんな方がたくさん出るような、そんな内容にしていだけたらうれしいなと思います。

以上で私の質問は終わります。ありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

以上で、5 番、坂本玲子君の一般質問を終わります。

ここで、食事のため 1 時 15 分まで休憩します。

休憩 午前 11 時 40 分

再開 午後 1 時 15 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、1番、橋元陽一君の発言を許します。

1番（橋元陽一君）

1番議員の橋元陽一でございます。早くも議会で3回目の質問となりました。町政につきましては、行政の専門家集団としての職員の皆さんが、日々の業務に向き合い仕事をされていることに、本当に改めて敬意を表したいと思います。

一方、私自身、勉強不足を自覚することばかりです。これからも職員の皆さんにしっかり教えていただきながら、少しでも町民の皆さんお一人お一人が安心して暮らすことができるまちづくり、そして町長が表明されている世界一幸せなまちづくりに向けまして、一つ一つの課題や取り組みを確認をし、提案もしていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

今回、5つの質問を通告をいたしました。最初に、高知県、高知市に続きまして3番目に策定されました佐川町国土強靱化地域計画について伺います。

国は、国土強靱化基本法第13条に基づき、国土強靱化地域計画を、住宅・都市分野、エネルギー分野、情報通信分野、産業構造分野、交通・物流分野など、行政分野を横断する総合推進計画、いわゆるアンブレラ計画として策定することができるように推奨をしております。

今回策定された佐川町国土強靱化地域計画は、現時点で予測されている南海トラフ巨大地震による自然災害から、住民の命を守る事業計画として極めて重要なものと捉えています。

3月に配布されましたダイジェスト版には、地震などの自然災害が起きたときに住民の命をどのように守るのか、自治体としての責務と対応が示されていると思います。提示されている対応対策は、一つ一つが極めて重要なものでありますが、その中の1項目だけ、自然災害とは異なる異質の事態が設定されていますので、その件について質問をしてみたいと思います。

今回、地域計画の策定に当たりまして、9月27日の第1回の検討委員会に向けたコンサルタントの打ち合わせを含めまして、検討委員会の会議日程と会議の主題について、説明をお願いしたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

御質問にお答えいたします。まず最初に済みません、コンサルタントとのその内容についての詳細な資料は持ってませんので、コンサルタントとの内容等の日程についての報告については、後でさせていただきます。

まず、検討委員会のほうでありますけれど、策定に当たりまして、委員長に高知大学の防災推進センター副センター長の原教授を迎えまして、町内外の機関、団体から 22 人の有識者の方々に委員のほうを委嘱させていただきまして、策定検討委員会を設置いたしました。

そして昨年 9 月 27 日、この日を皮切りにいたしまして、10 月の 30 日、2 月の 16 日、3 月の 23 日、この 4 回の検討委員会を行いました。この検討委員会に加えまして 1 月の 15 日には専門委員会のほうも開催させていただきまして、7 カ月間にわたる真摯な議論をいただきまして、当該計画書の策定を行ったという内容になっております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

それでは、第 1 回目の検討委員会で提示されました佐川町の国土強靱化地域計画案は、どのような観点で作成されたのか、説明をお願いしたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

御質問にお答えいたします。済みません、その各検討委員会ごとの詳しい資料をちょっと手元に用意しておりませんので、詳細についてはまた後で御報告をさせていただきますけれど、まず基本的に、佐川町にとってこの基本計画、この構想、国の基本計画の構想と地域計画策定経過、そこらあたりも踏まえまして、佐川町の脆弱性がありますとか、そしたらその脆弱性をもとにして、どういようなリスクシナリオを決定していくかということの内容を検討して進めていったということでもあります。それで、リスクシナリオ、9 つの事前に備えるべき目標というものを挙げまして、その目標に対してどのような形で対応していくかということで、佐川町の場合は、町のほうに総合計画というものがありますので、そのリスクシナリオに応じた総合計画の事業とリンクさせまして進めていくという内容で検討を行ってまいりました。

1 番（橋元陽一君）

その検討される際に、案を策定される段階になりますが、当時、モデル自治体の1つであった三重県南伊勢町の地域計画を参考にされたと聞いていますが、その確認でよろしいでしょうか。

総務課長（麻田正志君）

御質問にお答えいたします。その三重県のところを参考にしたかどうか、済みません、ちょっと自分のほうにはちょっと今、はっきり覚えておりませんので申しわけございません。そこも含めて後日回答させていただきます。

1 番（橋元陽一君）

あわせまして、2017 年度に高知県と高知市の地域計画が策定をされています。この高知県と高知市の地域計画を参考にされたかどうかもお尋ねしたいと思いますけども、よろしくお願いします。

総務課長（麻田正志君）

お答えさせていただきます。高知県と高知市のほうの分につきましては、そのリスクシナリオの決定とか、その内容につきまして参考にさせていただいております。

1 番（橋元陽一君）

それでは、内容にかかわって質問していきたいと思います。佐川町の地域計画の起きてはならない最悪の事態、リスクシナリオの中で、事前に備えるべき目標として、先ほども課長答えられたように9つ挙げられています。その第1番目で、大規模災害等が発生したときでも人命の保護が図られることを目標にして、6つの起きてはならない最悪の事態、いわゆるリスクシナリオが設定をされています。

ちょっと紹介します。1つ目が建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者が発生する事態。2つ目、住宅密集地における大規模火災により多数の死傷者が発生する事態。3つ目、異常気象等による河川の氾濫、堤防の決壊等が生じ、多数の死傷者が発生する事態。4、大規模な土砂災害等により多数の死傷者が発生する事態。5、弾道ミサイル等の武力攻撃などにより多数の死傷者が発生する事態。6、情報伝達の不備や適切な避難行動が行われないことにより多数の死傷者が発生する事態、の6つを挙げてます。項目内容の大半は、誰もが理解できる内容であり、高知県や高知市のものとも合致する点です。

しかし、佐川町が5番目に想定しておりますリスクシナリオ、弾

道ミサイル等の武力攻撃などにより多数の死傷者が発生する事態は、国の国土強靱化基本計画にも高知県にも、高知市のものにもありません。また、国土強靱化基本法の中にも触れられた記述はありません。

この5番目のリスクシナリオについて、第1回検討委員会に原案として提案をされているかと思います。その後、検討委員会においてこの項目についてダイジェスト版が発行される間、どんな議論がされたのか説明をお願いしたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えさせていただきます。この国土強靱化計画を策定するに当たりまして、自然災害と武力攻撃ということで先ほど橋元議員がおっしゃられたとおり、県とか高知市とかそういうところには、この武力攻撃の分についてはございません。

この策定の段階におきまして、国民生活、国民経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかに原子力災害などの大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定され得るというふうな記述がございます。当町の強靱化地域計画の策定におきましては、高知市のように、南海トラフ地震対策や風水害のみではなく、地震、風水害はもとより大規模災害や複合災害まで幅広く全般を対象としておりまして、またこのことは検討委員からも、想定される全てのものを包括することについてよい評価をいただいております。

この検討の内容におきまして、武力攻撃、こちらのほうについても検討が行われました。その当時におきまして、北朝鮮からのミサイル攻撃などの緊張感が大きく高まっていた、という事情がございました。当時に、確か平成29年の8月とか9月だったと思いますが、北海道上空を通過する弾道ミサイルの発射というような事態もありまして、また日本海沖に着弾するというようなミサイルの発射実験も頻繁に行われている事態でございました。そういう状況におきまして、弾道ミサイル等の武力攻撃などにより多数の死傷者が発生する事態ということもリスクシナリオとして設定するというところに至った次第でございます。

1 番（橋元陽一君）

弾道ミサイル等の武力攻撃は残って、テロは削除されたのかどうか、確認させてください。

総務課長（麻田正志君）

お答えさせていただきます。その策定の検討委員会の中におきまして、テロの内容も検討いたしました。けれど、この佐川町の状況を考えてみたときに、テロについては、非常にそういう事態というのは発生しないのではないだろうかということで、テロのほうについては、その時点でのけるということになって、こちらの弾道ミサイルの攻撃のほうだけが残ったという状況になっております。

1 番（橋元陽一君）

そうした議論を踏まえて、さらにこう脆弱性評価の結果を踏まえて、リスクシナリオに応じた佐川町の国土強靱化に向けた対応を方策として大きく2点指摘されています。1つ目は情報伝達体制の強化、そして2つ目が適正な行動の周知、とあります。この項目を見ましても、この対応方策では弾道ミサイルによる武力攻撃が起きたときに、佐川町の住民の皆さんの命を守ることはできないのではないかと思います。いかがでしょうか。

総務課長（麻田正志君）

お答えさせていただきます。弾道ミサイルにつきましては、本当に、発射から着弾まで、もう時間が少ないような状況になっております。この状況におきましては、情報の伝達といたしまして、Jアラート、こちらのほうから伝達する情報を各住民の方に確実に伝達できますように、当然機器の整備でありますとか、動作の試験とかを行っております。

そして、一般の住民の方につきましては、広報やホームページにおきまして、弾道ミサイル落下時の行動につきまして周知していくというような対応をとっております。確かに、橋元議員がおっしゃられるとおり、その情報を伝達するだけではなかなか難しいであろうという場面はありますけれど、その発射から着弾するまでのわずかな時間を考えたときに、佐川町としてとれる対応といたしましては、Jアラートとかによる情報の伝達と、弾道ミサイルが落下したときに、どういう行動をとってくださいということを広報やあるいは防災サロン、そういうことを通じて住民の方に周知していくということしか、今のところはできないのではないだろうかというふうに考えておりますので、このあたりのことについて住民の方にさらに周知していくようにしていきたいと思っております。

1 番（橋元陽一君）

今の御説明の中で、弾道ミサイル等の武力攻撃などにより多数の死傷者が発生する事態を組み入れた佐川町のこの地域計画の真意をやっぱりつかみかねます。先ほど申しました南伊勢町は、基本方針の中で、脆弱性評価において想定するリスクは、国土強靱化基本計画と同様、大規模自然災害に対象を絞るとして、具体的に原子力事故やテロ等、自然災害以外のリスクは対象外とすると明記して、地域計画を策定されています。

同じように、高知県や高知市も同じ視点で策定されたのではないかと思います。私は、国土に対する武力攻撃そのものが戦争であり、こうした国と国との争いは、まさに憲法を生かした平和的な外交力や政治的な責任において解決していくべき極めて重大な課題であり、自然災害とは異質なものだと思っています。

御承知のように、朝鮮半島の情勢は、あす12日行われようとしております米朝トップ会談によりまして、こういう外交で長年続いてきた朝鮮戦争が終結する見通しも出てきておりますし、また朝鮮半島の非核化に向けて情勢も大きく変わろうとしております。

昨年来のマスコミを通じて繰り返された北朝鮮による弾道ミサイル発射など許されないことですが、そうした報道、情報をもとに国家間の平和的な外交力、話し合いで解決していかなければならないリスクの課題と自然災害とを同列に位置づけて、災害対策として地域計画の中に入れ込むことは承服できません。

今回策定された地域計画の中から、この弾道ミサイル等の武力攻撃によるリスクシナリオを削除すべきだと強く要求したいと思います。どうぞ、これに対しての町としての見解を求めたいと思います。よろしくお願いします。

町長（堀見和道君）

御質問いただきまして、ありがとうございます。今回の計画の策定に当たっては、委員の皆様とも協議をした中で、あらゆるリスクを想定をした計画をつくろうということになりました。最終的に私も、全ての事象についてリスクを考えて、町としてできる対応は全て計画の中に盛り込みましょうというふうに決めました。委員の皆様もいろいろな意見を出していただいて、真摯に議論をしてつくった計画でありますので、今の内容で計画をしっかりとPDCAを回しながら進めていきたいと、そのように考えております。以上です。

1番（橋元陽一君）

情勢の変化に見合って計画を見直していくということも答弁もされておりますので、そこを合わせてのこれからの将来に向けてですね、変更されることはないかどうかお答えをお願いしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。この、今、橋元議員がおっしゃられた情勢の変化というのはですね、なかなか判断が難しいものだというふうに思っております。町としては、考えられる、想定され得るリスクをですね前提に、住民の皆さんの命を守らないといけません。安心・安全を守らなければいけません。

その中で、考えられるですね処置、計画として事前に準備をしておくもの、そういったものはしっかりと対応していく、それが町の務めだというふうに思っておりますので、現行の計画の中で進めながら明らかに、明らかに情勢が変化が認められて、それが総意、皆さんの総意ということがわかれば、計画を見直すということもあるかもしれませんが、なかなか世界中が、全てが合意をして総意としてという状況には、なるっていうことは難しいと思っておりますので、慎重に見きわめながら考えていきたいと思っております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

現段階での回答として受けとめておきたいと思えます。引き続きこの課題については取り上げてまいりたいと思えます。

それでは2つ目の質問に入ってまいります。

産業廃棄物の候補地として選定された経過に関して、であります。4月1日、文化センターで加茂地区の皆さんへの説明会、そして15日、19日の2回のエコサイクルセンター視察が行われております。4月1日の説明会には、町民課長も参加もされており、私も参加いたしました。

県が約1時間、選定作業の経過説明をした後、住民の方から質問が出てまいりました。それぞれ県の回答がありましたけども、住民の皆さんの施設の安全性に対する不安の声に応える回答ではなかったと、私は捉えております。

地域住民への第1回目の説明会について、参加されていた課長といたしまして、どのように受けとめられたのか、感想も含めてお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

町民課長（和田強君）

橋元議員の御質問にお答えさせていただきます。参加者からは、最終処分場の必要性は理解した上で、南海トラフ地震に対しての施設の強度、埋め立てされるものの安全性、施設からの排水や埋め立て終了後の跡地管理など、施設の運用及び埋め立て完了後の安全性への不安に関する質問がほとんどであったと認識しています。

住民が施設の安全性について適切な判断が行えるよう、疑問に対しての丁寧な説明の機会の確保が今後必要と考えております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

1 回目の説明会に向けまして、加茂地区の住民の皆様方への案内の呼びかけに対して、町としてどのようななかかわり、対応をされたのか、説明をお願いしたいと思います。

町民課長（和田強君）

お答えさせていただきます。第1回の説明会に向けましては、加茂地区自治会長会を通じた開催日及び開催場所の決定、開催案内の自治会長への配布依頼及び送迎バスの運行手配を行っております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

そしてその4月1日の説明会以降、佐川町として、県と協議されたことがあるのかなのか。また県から候補地の現地調査にかかわる協力要請があったのか。ありましたら、具体的にどのような事項、あるいはどのような協力要請があったのかお聞かせいただきたいと思います。

町民課長（和田強君）

お答えいたします。4月1日以降、エコサイクルセンターの現地見学会が開催されておりましたので、その周知それから送迎バスの停車場所、参加者の受け付け方法について協議を行っております。また候補地の現地調査にかかわる調査の要請につきましては、特にありませんでしたが、候補地の一部が町が所有する土地であったため、現地への立ち入りについての承諾を行っております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

地元の説明会のときに、住民の方々から、施設の安全性、耐久性などについての不安の声が寄せられております。先ほどの課長の答弁にもありましたように、県内に新設しなければならないというん

であれば、施設の安全性や耐久性などがどう担保されるのか、県には、その説明責任が求められていると思います。

同時に、法律に基づいて県が対応するという施設の安全基準などについて、住民の皆さんが施設の安全性について理解ができる必要十分な説明を県に要請していくことも、候補地の自治体として求められていることだと思っております。

町長も3月の定例会で、町が誘致するわけではなく、また誘致を検討しているのでもないとの前提で、最終的に決定するまでの間、県と連携をとりながら町としての役割をしっかりと果たしていく、と回答をされております。

加茂地区での1回目の説明会を踏まえまして、今後、町として県との対応について、現時点でどういう対応をしていくのか、構想をお聞かせいただければと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。4月に行いました住民説明会ではわからないと、ちょっとまだわかりづらいという御意見もあります。ただ、地元の皆さんの御都合もありますので、しっかりと住民の皆さんの要望、声を聞いた上でですね、住民の皆さんの要望に答えるべく県に対応をお願いすると、そういう内容で協議をしていきたいと考えております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

さらにですね、役場の担当課の皆さん含めまして、この新しい管理型産業廃棄物最終処分場の施設にかかわって、候補地が決定される前に、自治体として勉強会などを計画をされているかどうかお聞かせください。

町民課長（和田強君）

お答えさせていただきます。庁議メンバーにつきましては、3月8日に、議会議員の見学会にあわせまして、エコサイクルセンターの見学をし、説明を受けております。その他の職員に関しましては、現時点で説明会の予定は立っておりませんが、その範囲、方法について検討していきます。以上です。

1 番（橋元陽一君）

先日、私もメールで県の林業環境部へ質問いたしまして、回答もいただいております。新たな管理型産業廃棄物最終処分場の候補地を決定する過程において、半永久的な安全性が担保されなければな

らず、地元や近辺の住民の皆さんの安全性に対する不安に応えるものでなければならぬというふうに思います。

県は、3つの候補地での第1回目の地元説明会を経て、コンサルタントによる現地調査を行い、7月末には調査結果をまとめた上で、3候補地の自治体、周辺自治体への説明も検討していくとのことです。先ほど町長の答弁にありましたけれども、町として、住民の皆さんへの丁寧な説明の機会を県へ要請していただくことをお願いしまして、この質問を終わっていきたいと思います。

続きまして、3つ目の世界一幸せなまちづくりに関する質問に入りたいと思います。

1982年6月24日、ニューヨーク国連本部で開かれた第2回国連軍縮会議特別総会におきまして、当時の広島市長が、世界の都市が国境を越えて連帯をし、ともに核兵器廃絶への道を切り拓こうと、核兵器廃絶に向けての連帯推進計画を提唱され、世界各国の都市に連帯を呼びかけて、この趣旨に賛同する自治体で組織された機構ができました。

現在、世界162カ国地域、約7,600都市に及ぶ平和首長会議は、昨年国連での核兵器禁止条約の採択に向けて、平和ノーベル賞を受賞いたしました核廃絶国際キャンペーン、ICANとともに、採択を実現する取り組みの重要な役割を担ってきております。国内の加盟状況は、今年6月1日付で1,741市町村中1,725市町村。99%を超えております。

高知県では34市町村全ての首長が加盟されており、身近な地域から世界の平和を願い、核兵器を廃絶する取り組みの先頭に首長が立たれていることに、町民の一人としても誇りを持つことができます。この平和首長会議に、佐川町が加盟したのはいつか、またどんな議論を経て加盟されたのか、説明をお願いしたいと思います。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。佐川町がこの平和首長会議に参加をいたしましたのは、平成23年、2011年でございます。どのような形の議論の中でですね加盟をしたというのは、私ちょっと今資料を持ち合わせておりませんので、申しわけありませんがお答えは控えさせていただきます。

1番（橋元陽一君）

2011年に加盟ということになります。堀見町長は2期目に就任を

されております。この平和首長会議についてどのような見解を持たれていますか。そして今後どのようなかかわりを持たれようとしているのか、お伺いをしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。平和は皆さんの願いだというふうに思っておりますので、各首長が参加をしてですね、平和を願ってる活動ですので、今のスタイル、スタンスでかかわっていききたいなというふうに思っております。

会には出席はしたことはありませんが、それぞれ、提出書類等を求められたときは、署名をして出しておりますし、今のスタンスでかかわっていききたいというふうに思ってます。平和は皆さんが願っていることだと思いますので、引き続き、今の形でかかわっていきます。以上です。

1 番（橋元陽一君）

ありがとうございます。昨年 8 月 10 日、長崎で第 9 回平和首長会議が、総会が開催されております。4 年に 1 度、広島と長崎で交互に開催をされ、2020 年 8 月には広島で開催予定であります。同時に、国内加盟都市会議も並行して全国各地で毎年開催されてきております。

こうした会議への参加要請などもあると思いますが、会議に参加することについて佐川町でも検討されたことがあるのかなのか、御答弁をお願いしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。今まで一度も、私は就任してから会議には出席したことはありません。確かほかの公務、ほかの用事が重なっていたというふうに認識をしておりますが、今のところ一度も参加はしたことはありません。以上です。

1 番（橋元陽一君）

御多用の中ですので参加はできてないということですが、案内はあるということを踏まえまして。この国内会議には、議事録を見ますと、首長代理として担当課長などが参加されている自治体もあります。御多用とは思いますが、ぜひ町民の代表を送り出して、先進的な取り組みを学んでいただき、幸せなまちづくりの取り組みに生かしていただきたいというふうに思っています。ぜひ、今後、この国内加盟都市会議への参加について、町としての対応を、今の

段階で検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。基本的に、私が出られる場合は出席を検討をしたいというふうに思いますが、私が公務が重なってですね、出られない場合は、現時点では代理で課長を出席させるということは考えておりません。以上です。

1 番（橋元陽一君）

昨年、長崎の平和首長会議で策定された 2020 年ビジョン、核廃絶のための緊急行動に基づく取り組みが提起をされております。この行動計画を策定するに当たり、核兵器のない世界の実現と、安全で活力のある都市の実現の 2 つの取り組みが挙げられております。

1 つ目の核兵器のない世界の実現に向け、被爆者の切実な思いが広く共有され、核保有国やその同盟国の核兵器禁止条約締結が促進されるよう、加盟都市や市民社会と協働しながら各国で政府に要請していくことが提案をされております。この 6 月の定例議会に対しましても市民団体の方から意見書も提出されて検討することになっております。

佐川町として、この被爆者の方も住んでいる佐川町として、政府に対して核兵器禁止条約の早期締結を求める行動を起こしてほしいと思いますが、町長の見解を求めたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。核兵器のない世の中になれば、間違いなくいいだろうなあというふうに思っております。ただ現時点で、国のほうに働きかけをするということについては検討しておりません。以上です。

1 番（橋元陽一君）

ぜひ検討していただきたいと思います。2 つ目の、安全で活力のある都市の実現に向けては、核兵器に関する活動に加えて平和文化の構築を図っていくことをあわせて、テロ、難民、環境破壊、貧困、飢餓、差別、暴力など地域特有の課題解決に向けた活動を地域ごとに推進していくために、平和、都市の発展、教育等に関する国連の持続可能な開発目標、SDGs の達成に向けた具体的な取り組みとして提起もされております。

その中で、次代の平和活動を担う青少年の育成として、次代を担う若い世代が人間の尊厳を奪う地域の問題について学ぶことを通

して平和の尊さについて考える平和教育を実施することも提起をされております。こうした提起は、佐川町で人権まちづくり委員会が取り組んでいる活動にも合致する内容であると捉えています。

平和首長会議の取り組みを広報に掲載をしたり、人権フェスティバルの取り組みの中に位置づけて、若い世代から戦争を体験された世代まで幅広く、町民の皆さんが平和の尊さ、人間の尊厳の大切さを学びあえる機会として、世界一幸せなまちづくりの一環として取り組んでほしいと思います。こうした取り組みについて、町長の見解をお聞かせください。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。ずっと続けてきております平和教育、現在も平和教育をしております。また修学旅行のときには広島の人権記念館の資料館も訪れてですね、平和学習もしております。その中で、人権フェスティバルの作文の中でもですね、その平和学習について修学旅行で勉強してきた内容について述べている子供も今まで何人もいました。

現時点で、平和教育、平和学習については佐川町内、いい学習ができていないかなあと、いい取り組みができていないかなあというふうに思いますので、今の取り組みを引き続き継続していきたいと、そのように考えております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

ぜひ、この平和首長会議の取り組みの一環を、佐川町の人権まちづくりの中に、ぜひ組み入れていただきたいというふうに思います。人権尊重のまちとして、町民の皆さんの人権に関する啓発を続けてきて佐川町でありますから、平和の尊さ、人間の尊厳さを大切にする活動を国際的視野からも積極的に取り組んでいただきたいということを要請いたしまして、この項目を終わりたいと思います。

続きまして、4つ目の教育研究所の開設についての質問をします。

12月定例会に続きまして、3月定例会での町政報告の中で、教育研究所の設置が表明もされ、持続可能な開発のための2030アジェンダ、SDGsの取り組みとして、自治体SDGsモデル事業に応募することも表明もされております。第5次総合計画の中で、教育の分野を最初に取り上げ、現状と課題を提起され、6つの施策が提起されております。

1つ目の施策として、佐川オリジナル教育による学力向上、2つ目に地域資源に学ぶふるさと教育の推進、3つ目に地域ぐるみ教育の体制づくり、4つ目にスポーツ・文化活動を楽しむ社会教育の推進、5つ目に自然環境を大切にする意識の醸成、6つ目に魅力ある佐川高校づくりの支援を挙げられています。そしてそれぞれの施策でさらに具体的な事項が挙げられております。

この第5次総合計画の教育分野の課題に取り組むために教育研究所も開設され、3つの目標が設定されたと捉えております。設立に当たりまして掲げられた3つの研究テーマの内容の概略について、説明をいただけたらというふうに思います。

教育長（川井正一君）

御質問にお答えさせていただきます。3つのテーマとしまして、ふるさと教育、そして不登校対策また学力対策、この3つを掲げております。

まず、ふるさと教育につきましては、ふるさとを愛し社会に貢献しようとする子供を育てることを目指して、教員の地域学習を充実させるとともに、佐川町全体での系統性と継続制を確保したカリキュラムの策定を進めます。さらに、2年間ぐらいをかけて外部の知見も活用しながら、ふるさと教育の全体計画を策定することとしております。また、ふるさと教育を進めるためには、地域の支援が不可欠なことから、各校での教育活動を支援していただいております学校支援地域本部の活動を充実させることともしております。さらに、これらの施策の有効性については、研究所におきまして成果の測定方法と評価の観点を検討していきたいと考えております。

次に、不登校対策につきましては、子供たちの自己肯定感を高め、学校生活と学習に意欲的に取り組む子供たちを育てることを目指して、各校での子供理解の徹底と仲間づくりを進め、授業、学級経営の改善や、学校での支援体制を充実させるため、子供たちへの支援方法を協議する支援会議の充実も進めていきます。これらの施策推進のため、大学の先生をお招きして教職員研修を現在行っております。さらに、子供たちや保護者、教職員の日々の悩みについては、教育相談員や各校でのスクールカウンセラーによる教育相談に加え、新たに臨床心理士による教育相談を毎月1回定期的に研究所で実施しております。

次に、学力対策につきましては、学習指導要領改訂の基本方針に

おけます主体的、対話的で深い学びを追求して授業改善を進めるため、学力向上推進対策事業など県の事業も活用しながら、町の指定研究を充実させるとともに、授業改善について高い知見を有します大学の先生の指導を受けて、取り組みの精度を上げるように努めてまいります。

また、この3つの柱、この研究の取り組みにつきましては、小中学校代表と外部有識者で組織します教育研究所運営委員会において、年間3回、進捗状況のチェックや今後の取り組みに対する御意見もいただくこととしております。

こういったことを通じて研究所の取り組みを進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

ありがとうございます。それぞれのテーマで研究課題の領域が広いので、今後やっぱり順次研究テーマも具体的に詳細に設定され取り組まれていくことと思います。特に、学力の問題については、そもそも学力とは何かの定義について、教育の専門家や研究者の間でもさまざまな視点から議論がされ続けているところであります。

今年も学力テストが行われておりますが、学力テストの対応に追われている学校現場の声や実態が報道もされております。学校として一定の結果に到達するまで、いわゆるテストのためのテストと化し、過去問題の反復練習を繰り返すといったような事態は子供の真の学力向上とはかけ離れたものであり、改善されていかなければならないと思います。

今、説明がありましたけども、佐川町としてこの子供たちの学力の向上対策の研究分野をもう少し具体的に、どのように設定していくのか、お考えがあれば御説明をお願いしたいと思います。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。調査研究は、本年度から2年間かけて取り組むこととしております。このために、県の教育委員会から現職の教員を派遣していただいて研究員として研究に取り組んでいただくということにしております。調査研究のテーマとしまして子供理解の徹底と仲間づくりに基づく主体的対話的で深い学びの探求ということにしております。

やはり単なる見せかけの学力というものではなくて、まず子供理解をしっかりと学校の中でやっていく、そしてそれに基づいて学級

の中が温かい学級づくり、仲間づくりをしっかりとやる、そういった中で学習規律も出てきて学力につながるのではないかと。子供たちが主体的に考える、そして、単なる学力ということではなく根本的な問題をしっかりと子供たちに考える力を、思考力、表現力でありますとか、そういったものを育んでいきたいということに考えております。

それで具体的には、現在、研究所の職員は、まずは学力関係の調査の集計でありますとか分析を行っております。また各校でいわゆる子供がどのような状況にあるのか、いわゆる各校で級友のアンケートをもうやっております。自分は、学級に対する満足度でありますか、不満足分、そういったものの結果の分析もこれから進めていきます。また、それを大学の先生のお力もお借りしまして、その結果を分析し、効果的な対応策を考えていきたいというふうに思っております。

基本的には、まずは子供理解の徹底と仲間づくりを進める、そういった中で学習習慣をしっかりと定着させていく、そういった中で授業改善を進めていく、こういった視点で進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

総合計画の中でも述べられておりますけども、文教のまちとして発展していくために、地域の人からの学びや体験を尊び、人や地域を愛し、思いやり、さまざまなことに挑戦できる創造性にあふれる人材を地域ぐるみで育てるという、こういう視点で、佐川町で育つ一人一人の子供たちの人間らしく豊かに生きていくことができる学力について、ぜひ研究も深め、実践的な課題を追及していただきたいというふうに思います。

そして、不登校の問題についてですけども、今現在、佐川中学校と佐川小、斗賀野小が連携して取り組んでいる指定研究のテーマでもあるかと思っております。この指定研究とリンクしたものとして研究テーマが設置されているのかどうか、そこのかかわりを少し説明いただけたらというふうに思います。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。現在、佐川中学校校区が中一ギャップを、要は改善して、中学校での不登校をなくしていこうと。そのためには小学校段階から小中しっかりした連携を図ってやっていこうとい

う視点で、昨年度から取り組みを進めております。

これは、県の指定研究でございまして、平成 29 年度 30 年度の 2 年間ということになっております。ことしから、実は黒岩中学校が佐川中学校に統合されましたので、黒岩小学校も含めまして小学校 3 校と佐川中学校で連携してやる取り組みでございます。

これにつきましては、当然、不登校対策ということも大きなテーマになっております。ですので、私どもの研究所の職員は、この小中連携の会議なんかもやっておりますし、また本年の 10 月にはこの研究の結果をまとめて発表する研究発表会も予定しております。それにかかわっております。

具体的には、さまざまな場面で、研究所の職員がそれぞれの学校の支援会議であったりとか、さまざまな、また校内研修の場へも参加させていただいて、各校の実態を踏まえて教育研究所でも支援をしていこうということで、基本的に、県の指定研究でありますので、その佐川中学校と小学校 3 校、この 4 校で主体的にもう昨年度からスタートしておりますので、それを大事にしながら教育研究所がその中で支援できる部分があれば、お手伝いをしていくと。

町の大きな柱の 1 つとして不登校対策という、掲げておりますので、そういった支援をする中で、よく言われるのが発達障害等々のお子さんを抱えていて、その対応に悩む保護者あるいは教職員がございまして。そういった教職員を支援する意味で、今現在月 1 回、臨床心理士のスーパーバイザーの濱川先生を教育研究所にお招きして、先生に実際、保護者あるいは教員が面談をして具体的な支援策も御享受いただいて学校現場で取り組んでいくというようなこともしております。

いま現在は、その県の指定研究を支援する立場から教育研究所がかかわっていくというスタンスで進めております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

ありがとうございます。もう 1 つ、先ほども答弁はありましたけれども、ふるさと教育を進めていくための副教材づくりも提案をされていると思います。この副教材につきましては、SDGs の 3 つの目標を統合したというか、食事や植物の問題、職業の問題にかけて 3 つのしよく育として副教材もつくられていくと思うんですけども、現段階で、どんな構想でこれがつくられていくのか、あれば、

教えていただければと思います。

教育長（川井正一君）

現在、佐川町におきましてふるさと教育の副読本としましては、小学校3年、4年生用に佐川町の産業や生活について紹介します、佐川の暮らし、を作成しておりますして社会科の時間に活用していただいております。

この副読本につきましては、社会情勢の変化などを踏まえ、内容の見直しや充実を図る必要がありますので、当面は、佐川町の実態を踏まえた見直しなどは適宜対応していくことにしております。

一方、先ほど申し上げましたふるさと教育の全体計画を2年間くらいかけて策定するというにしております。これは外部の有識者の方等々の御意見をお伺いしながら策定することにしてありますが、それと並行して、同じように外部の有識者の御意見もお聞きしながら、私どもが考えておりますのは、小学校から中学校まで、各段階で活用できる副読本をつくりたいと、いうふうに考えております。

現在は小学校3、4年生用だけでございますので、それを小学校から中学校全ての段階で使える、そういったものを作成したいというふうに考えております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

小学校1年生から中学校3年生までを体系化した副読本がつくられているということでもあります。ぜひ、子供たちにとっていいふるさと教育が実現していくために、今後ともお願いしたいというふうに思います。

こうした教育研究は、学校現場と離れたところで進むことはないと思ってます。行政指導での教育研究が学校現場の多忙化に拍車をかけるような原因になったり、教員が直接子供たちと向き合い、教育を営む大事な時間を奪っていく原因となるようなことにならないよう、ぜひ教育委員会としても十分な配慮をしていただきますようお願いを申し上げまして、この項の質問を終わりたいと思います。

最後の質問でございますが、木造住宅耐震化事業の見直し計画のスケジュールにかかわる質問であります。

3月議会で2017年度の木造耐震化事業の進捗状況を報告していただきました。昨年度は、37件の耐震工事がリフォームと合わせて行われております。今年度は、同事業の全面的な見直しを行うとい

う答弁をいただきました。2008 年に策定をされ、2012 年、2016 年と一部改正を踏まえて、新たな計画が立てられていくかと思います。この新たな計画は、どのような組織で、どのようなスケジュールで進められていくのか説明をお願いしたいと思います。

産業建設課長（田村正和君）

お答えします。御質問いただきました計画の見直しですが、まず、佐川町の耐震改修促進計画につきましては、平成 19 年 3 月に県が策定をしておりまして高知県の耐震改修促進計画、これが第 1 期計画、これを受けまして、平成 20 年 3 月に策定しております。町内にある住宅の耐震診断、それから改修までを総合的かつ計画的に進めることで南海トラフ地震の被害による人命、それから財産の喪失を未然に防止することを目的としております。

その計画策定後ですね、東日本大震災それから熊本地震の発生、あと南海トラフ地震発生確率の予測値の増大、最大クラスである L2 震度想定を導入など、地震防災対策の環境変化等の新しい課題に対応するべく、県がですね、平成 29 年 12 月に第 2 期計画を策定しております。

町のスケジュールということでございますが、その県の計画の見直しを受けまして、県の土木部ですが、建築指導課課長からですね、市町村の計画の見直しの目標期限については平成 30 年度末とされております。当町におきましても、県の第 2 期計画の考え方それから数値目標、基本的に取り入れまして高知県全体で、この対策に取り組んでおりますので、今後改訂作業を進めますが、うちのスケジュールとしましては、目標期限内であります今年度末を予定しております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

ありがとうございます。当初の 2008 年度の計画の中で、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標について、耐震化の現状として当時の住宅に限ると、戸数が 8,400 戸、当時の時点で耐震化率は 50%であって 4,100 戸が耐震性なしとして現状分析がされ、その耐震化の実現に向けての目標が 2015 年度 8 年間の間に 90%に設定をされて事業が進められてきたと捉えています。

3 月議会で、この目標値には達していないということでしたけども、今年度の全面的な見直しの中で、この耐震化率の目標をどのように設定されていくのか、設定の仕組みや設定のポイントについて

御説明をいただければと思います。

産業建設課長（田村正和君）

お答えします。耐震化の率につきましてはですね、県の計画をベースにこれから考えますが、現状をですね把握するということが必要になります。現状を把握する仕方といいますか、につきましては7月ごろに県からですね、必要なデータが示される予定であります。その情報提供を待ちまして算出作業に入りたいと考えておりますが、まず住宅の総数につきましては、県の計画も統計的な数値を使っておりますので、それをベースにしたいと考えております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

目標の実現に向けまして新たな事業計画を立てられていくと思うんですけども、こうした状況の中で、今年度も南海トラフ地震の防災対策として木造住宅耐震化事業支援事業の予算が一般財源から約1,800万組み込まれて、総額5,500万ぐらいで計上されて今年度の事業が組み立てられております。

2017年度の実績を踏まえて増額された予算だというふうに思っております。国や県の補助が限られている事業であります。対象となる木造住宅件数を踏まえて、町としてこの事業の目標を早期に実現していく上でも、どんな課題があるのか、計画を立てる中で明らかにされていくかと思うんですけども、現段階でどんな、計画を立てていく上での課題があるのか、お聞かせいただければというふうに思います。よろしくお願いします。

産業建設課長（田村正和君）

お答えします。課題ということでございますけども、今回新たに町の計画を見直しまして、計画の中に位置づける実施方針といたしまして、個別訪問でありましたり、診断を受けられた方がおられますので、その住宅所有者に対する啓発、それから事業者の育成、あと事業者の情報の提供でありましたり、防災まちづくりサロンで普及、啓発もしておりますので、それを位置づけます。

それから、改修実績なんかの公表を新たに盛り込みたいと考えておりまして、今後、年度内でその計画を策定するようにしております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

今後、南海トラフを震源とする地震が20年後には50%、40年後

には 90% の確率で起きると想定もされているところであります。この耐震化事業は住民の命、暮らしを守る喫緊の事業でもあります。ぜひ、こうした町民の皆さんの命、暮らしを守る町政が一人一人安心して暮らせるまちづくりとリンクをして、ぜひ町民の皆さんに届きますようお願いを申し上げまして、質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

以上で、1 番、橋元陽一君の一般質問を終わります。

ここで、2 時半まで休憩します。

休憩 午後 2 時 15 分

再開 午後 2 時 30 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、7 番、森正彦君の発言を許します。

7 番（森正彦君）

7 番議員の森です。通告に従い質問させていただきます。佐川町では、第 3 次佐川町地域福祉アクションプランが策定されました。これからの佐川町の地域福祉の羅針盤となるものです。この計画のお披露目会が去る 3 月 11 日桜座で、多くの皆様の参加のもと開催されました。この会では、町内の 5 地区の代表が地域での取り組みについての発表がありました。各地区それぞれ地域に根ざした活動がなされており、私は大変すばらしい発表会であったと思っています。

質問に入ります。町長は、第 3 次佐川町地域福祉アクションプランをどのように捉えているのか、計画そのものをどう評価しているのかお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いします。

町長（堀見和道君）

御質問ありがとうございます。冒頭に、森議員のほうからお披露目会のお話がありました。プログラムの中には、私も大会名誉会長として皆様に御挨拶を申し上げる予定になっておりましたが、スケジュールの調整がなかなか行き届いてなくてですね、私がちょっと県外に公務が入っておりまして、それも昨年の 12 月末、1 月の頭にはもう既に決まっております。私が少し、講演をしなければい

けないと。県外の公的な機関からお招きをしていただいでですね、行く予定が入っておりまして、その日にこのお披露目会が重なっております。ちょっと日程調整がうまくいかなかったんだなあと、これは私自身も反省をすべきところでありまして、健康福祉課並びにまた社会福祉協議会にはですね、こういう大事な会の際は、私のスケジュールもぜひ確認をしてですね、日程調整をできるだけしてくださいということを申し伝えたいなあとというふうに思っております。まず、私の挨拶の冒頭に大変申しわけなく思っておりますので、私からおわびを申し上げたいなあとというふうに思っております。

この第3次アクションプランにつきましては、私が言うまでもなくですね、大変すばらしい内容になっております。このプラン、第3次になります。第1次もそうです。第2次もそうです。計画と実行内容がですね、非常にうまく関係性を持ってですね、改善が行われていると。計画を立てたものが確実に実行に移されてですね、さらにまた各地域ごとの地域性を出しながら、アイデアを膨らませてよりよきものになっていってるところがすばらしいなど。やはり地域ごとにですね、取り組みが違います。あっちの地域ではこんなことをやり始めたぞと。負けてなるものかというふうに言われる地区もあります。よそはよそ、自分たちは自分たちらしくやろうという声もありますが、大変いい関係性で5地区が進んでいるのではないかなあとというふうに思っております。

みんなが手を取り合ってですね、お互いが助け合って、つながり合って、お互いさまで支え合う、そんなあったかい佐川町のあり方、まさしく福祉の分野でのチーム佐川の大きなあり方、取り組みが、このプランには込められているというふうに思っております。大変、心から感謝をしております。私のこのプランに対する認識は以上になります。ありがとうございます。

7 番（森正彦君）

町長に評価していただきました。私もこのアクションプランを高く評価しております。先ほどもございましたけれども、本当に各地区それぞれが地域で話し合い、そして実践し次の目標に進んでいる、いうところであります。地域に根ざした計画、本当にそれがまた実現可能な、手の届く計画であると私は認識しておるところでございます。

今回は第3次であります。過去の1次、2次を振り返り総括をしていただきたいと思います。健康福祉課長、よろしくお願いします。

健康福祉課長（田村秀明君）

森議員の御質問にお答えします。第1次と第2次の総括ということですが、第1次計画におきましては、計画策定のために町内5地区ごとの座談会を開催し、地域の一人一人、さまざまな団体、関係機関がこの地域では何が必要か話し合いを行いました。このことを通じて、地域の合意と関係機関の協力のもと、スクラムを組んで活動を進めていくための話し合いをする場であります、みんなで福祉のまちづくり委員会が発足し、小学校区ごとに地区部会を設立することができ、地域組織づくりにつながりました。

また行政を初め関係機関、地域組織、ボランティア団体などが相互に協働するという共通認識に基づき、みんなで一緒になって取り組みを進めるための道しるべとなりました。

第2次計画におきましては、地区ごとの住民による計画、ビジョンを策定することと地区ごとに活動の拠点を設置することを目標としておりましたが、町内に4地区の集落活動センター、佐川地区にはさかわ夢まちランドができ、地域の住民活動拠点づくりにつながりました。活動拠点があることで、地域住民が主体となり自分たちの地域特性に合った地域づくり活動が一層進みました。

以上のことが、第1次、第2次の総括ということになります。以上です。

7 番（森正彦君）

ありがとうございました。この第1次福祉計画、行動計画、この1次計画では組織づくり、協働の組織づくり、地域づくりを協働で進めていく組織ができたと思っています。この組織づくり、これが非常に重要なポイントであったと私は思っております。

地域福祉の向上については、その地域の組織がないと面的な広がりにならない、面的な広がりが欠けるということになると思います。それがないと、組織がないと、実際には前に進めないということになると思います。その組織づくり、地域の組織づくりについて、早い遅いはあっても、できました。そして、第2次計画では拠点づくり、これもできました。地域活動、活性化の重要なポイントは、まずマンパワー。そこで活動する人がどれだけいるかということが大

きなポイントになります。そしてその活動の資金、その資金力も必要です。それに加えて拠点の整備。この３つのポイント、マンパワー、資金力、拠点、これが地域活動の重要なポイントであると言われております。

第２次計画では、５つの地区に拠点ができました。１次の組織、マンパワー、２次は活動の拠点が整備され、さらにそこに常駐の人がいる。これもほぼ実現したと私は思っております。本当に素晴らしいことだと思います。

そして第３次が始まりました。第３次は仕組みづくりだと言われております。その仕組みづくりとは、どういう仕組みなのかをお聞きしたいと思います。健康福祉課長よろしく申し上げます。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。仕組みづくりの御質問です。議員がおっしゃったように、１次計画では住民組織づくり、第２次計画では住民活動拠点づくり、そして第３次計画での仕組みづくりは、期間中の６年間に各地区において、みんなで福祉のまちづくり委員会を中心とする地域住民、社協、生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーター、行政が一体となり、地域課題の解決や支え合いの仕組みづくりに向けた取り組みを、各地区での計画に沿って進めてまいります。

いつまでも住み慣れた地域で、安心して暮らせる支え合いの仕組みづくりと思っています。以上です。

７番（森正彦君）

第３次仕組みづくり、地域での支え合いの仕組みづくりということであるようでございます。先ほどありました生活支援体制整備事業のお話が出てきましたが、この生活支援体制整備事業、その事業はどんなものかお聞かせ願いたいと思います。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。生活支援体制整備事業ですが、事業の内容はですね、これは平成２７年の介護保険改正に伴い包括的支援事業に新設された事業となっています。事業の内容は、地域包括ケアシステムを構築するための手段の１つとして、土台となる生活支援体制を整備するために生活コーディネーターの配置と協議体を設置するものです。

生活支援コーディネーターとは、高齢者の生活支援、介護予防サ

サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において生活支援、介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネーター機能、主に資源開発やネットワーク機能を構築を果たすものをいいます。

さらに具体的にいいますと、生活支援コーディネーターのまたの名は地域支え合い推進委員というとおり、地域の支え合いを推進する役目を担っております。以上です。

7 番（森正彦君）

ありがとうございました。地域の土台となる仕組みづくり、そういう生活支援体制を構築していくということのようでございます。私も少し勉強してみました。これは佐川町での高齢者を支える仕組みづくりを行うことを目的としている、とあります。その前段としてですね、2025 年問題があり、医療、介護、予防、住まい、生活支援、この一体的な提供の仕組みづくりが必要と。その中で、調理や買い物、掃除などの生活支援の確保や介護予防をいかにして効果的なものとしていくかが大きな課題と捉え、国のほうで進めている事業であるということでございます。

各自治体では、平成 27 年度から介護予防日常生活支援総合事業、生活支援体制整備事業と、ほかに 2 つの事業を実施しております。その中で、生活支援体制整備事業で、本年度から生活支援コーディネーターを設置したということでございます。生活支援コーディネーター、地域の仕組みづくりをこれから働きかけていくということでございます。

その生活支援コーディネーター、現在、社協に 1 人配置しておるということで、そういうことでございますので、市町村全域をエリアとするものであるということのようでございますが、市町村全体をエリアとする場合は第 1 層ということであるようです。日常生活圏域をエリアとするのは第 2 層、地域での支援については第 2 層ということでもありますけれども、内容的には、ちょっと見渡してみますとですね、地域へ出たの活動ということであるようでございますので、第 2 層的な活動になるのではないかと思います、いかがでしょうか。課長お願いします。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。議員さんのおっしゃるとおり第 2 層という考え方になります。第 1 層としては市区町村全域、第 2 層としては中学校

区と言われていますが、この第2層の日常生活圏域は人口2万人から3万人程度おおむね30分以内のところということで国が示しております。佐川町においては第1層と第2層を区別する必要がないところから、第1層イコール第2層という形を取っています。以上です。

7 番（森正彦君）

そのコーディネーターの方にもお会いしましてお話を聞きました。先ほど言いましたように、地域へ入って地域での支援体制ができるように進めていきたいと、住民主体の活動をコーディネートしていきたいというふうに言われておりました。そういう制度を設置して仕組みをつくっていくということ、大変ありがたいと思います。これは社協へ委託をしておりますが、ひょっとしたら社協へ委託してほっとしているんじゃないかと思いますが、そのあたりは非常に、お任せっきりでなくってですね、健康福祉課でもかなり身を入れて、そのコーディネーターの活動支援といいますか指導といいますか、そういったのをしていくべきだと思いますが、そのあたりの心づもりはいかがでしょう。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。今ですね、社協のほうに今年度からですね、委託ということで委託をしています。社協のほうの方が生活支援コーディネーターということで日夜今現在ですね、動いていただいています。動き方としてはですね、先ほど議員さんが言っていただきましたように、第2層ということで、地域のほうへ出て行かれてですね、いろんな支援、いろんなこと取り組みを佐川でやっているんですが、そちらのほうへ出向いてですね、いろんな地域の課題とかいうことをまず掘り下げて聞いています。

そういったことをですね、またまとめて私たち健康福祉課の職員もですね、またどういった課題があったのか、そういったことをですね、定期的な会なんかでですね情報を共有してですね、また今後どういうふうにつないでいくかということでですね、十分話してこの事業もですね、円滑に進むように取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

7 番（森正彦君）

ありがとうございます。どうぞ、やっぱり一体となった進め方をしていってですね、仕組みづくりをしていっていただきたいと思い

ます。私も本当に、仕組みづくりが大事であると思っております。このみんなで福祉アクションプランについてはですね、最初に、誰もが生き生きと輝き、笑顔あふれるしあわせな町、支え合い感じるぬくもり、我が町佐川とあります。そのことが実感できるようになるようにするための仕組みづくり、これが本当に大事だと思っております。

戦後世代が後期高齢者になり、ニーズが増大する、支援のニーズが増大する、しかし介護保険料についてはこれ以上上がると大変厳しい状態になると思います。上げにくい、上げざるを得ない状況にもなる可能性も大いにあるわけですが、そういった中でですね、地域でできることは地域でやるという地域での助け合う仕組みづくり、これをつくろうと、つくらなければならないというものではないかと思っています。地域力が必要になってきます。その地域力は地域力を発揮する組織が必要です。

佐川町には核となる組織が各地区にできました。その組織の活動の拠点と人も整備されましたし、この人の整備については、拠点の整備と人の整備につきましては、佐川地区が少し遅れていますが、この 10 年間の佐川町の地域福祉が格段の進歩があったと私は思っております。

私は斗賀野のあったかふれあいセンターへときどき顔を出しますが、本当にそこに集う人のですね笑顔はいいです。またさまざまな取り組みもなされております。参加する人、世話をする人、それぞれに出番もあってですね、来てくれる人はただの利用者でなくって情報も持って来てくれる。そういう中で、ああみんなが地域で楽しく暮らしているなあということを実感するわけでございます。

ただ私が見ているのはですね、あったかへ来ている比較的元気ですね社交性のある人であるわけでございます。あったかへ来てない人、来れない人、その人たちへの目配りや支援も必要です。それには集落の隅々まで目が届く、そして日常に助け合う、隣三軒両隣、その小さな輪、そしてその輪の外にはもう一つ、地域での助け合いの輪、その外には社協や行政、地域医療また国の制度、そういったもので二重三重、四重、五重と、多重な仕組みの中で効率よく支援をしていく、こういう仕組みをつくることにならなければならないと私は思っておるわけでございます。

私は、一番の基礎の部分で、住み慣れた地域でみんなが幸せに暮

らす、そういった幸せがずーっと続く、さらに広がる仕組みをつくる、ずーっと続くための仕組みをつくる、それが第3期の仕組みづくりだと思います。そういった仕組みづくりについて、最後にもう一度、健康福祉課長、ちょっと漠然として答えにくいかもしれませんが、どうぞよろしくお願いします。

健康福祉課長（田村秀明君）

第3次アクションプランの目的としまして、先ほど言いましたように佐川町の住民みんながですね、住み慣れた地域でその人らしく楽しく元気に暮らすことができるよう地区計画と行政施策を連動しながら、また介護保険事業としての生活支援体制整備事業と連携し合い、助け合いの仕組みづくりに取り組んでいきたいというふうに考えてます。以上です。

7 番（森正彦君）

ありがとうございます。このことについて最後に、町長、感想をお願いしたいと思います。どう思うのか、よろしくお願いします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。森議員が最後に総括的におっしゃっていただいた内容のとおりだというふうに思っております。防災の取り組みも含めてですね、福祉の取り組みはやはり自助、共助、公助のバランスがすごく大切じゃないかなあというふうに思っております。

一人の人が少し余裕があればですね、ちょっと隣の人に声をかけるとかですね、どうかしましたかって一声、本当にお隣さんに声をかけられるかどうか、何かお役に立てることございませんか、そこがスタートではないかなあというふうに思います。人に手を差し伸べる、人のお役に立つためには自分自身がですね、しっかりと立ってないといけないというふうに思っております。その取り組みが全体に広がっていったってですね、本当に地域全体で支え合う、助け合う、笑顔あふれる、そんな幸せなまちに佐川町がなっていったいけばいいなあと。

確実に、その方向に進んでいるなという実感があります。これは、森議員初め、支えていただいている関係者皆さんの御努力のおかげだというふうに思っております。ぜひ、このすばらしい取り組みを一步ずつ、楽しくですね、前に進めていきたいと思っておりますので、また今後もぜひお力をお貸してください。以上です。

7 番（森正彦君）

ありがとうございました。冒頭に言いましたアクションプラン、お披露目会、各地区がそれなりに工夫してみんなで活動した成果を発表しました。そこには本当に各地区にチームがあったように思っております。黒岩チーム、加茂チーム、尾川チーム、斗賀野チーム、佐川チーム、本当にみんなが力を合わせてやっている。一人一人がポジションを持ちながら力を合わせて成果を出していく。まさにチーム佐川がそこにでき上がった、まではいきませんが、地区地区、本当にチームになっている。これからいろいろなことができいくんじゃないかな、いうふうに感じました。本当にうまく進んでいるなということを実感しております。各地区で、本当にこう集活に集う人たちの笑顔、それを支えていく地域の底力、そういったものを非常に感じました。本当によかったと思っております。よいなと思っております。

次の質問に移ります。しよく育の推進について伺います。

町長は3月定例会で、佐川町らしい教育としての3つのしよく育を大切にしたい子育て教育を進めていくとしています。その中の食べる食について伺います。

この食育については以前から取り組んでいます、今またなぜ食育なのか、食育に取り組む町長の思いをお聞かせください。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。佐川町の皆さんには毎日笑顔で、幸せな暮らしをしていただければいいなあと心の底から思っております。幸せな毎日、幸せな日々を送るためには、1つ大切なことはやはり健康でいられるということだというふうに思っております。健康でいられなければ、なかなか笑顔で暮らすこともできませんし、幸せだなあと実感できないこともあるんじゃないかなあというふうに思っております。

いわゆるその健康でいられるためには、やはり体の源になります食事、食というものがすごく大切だなあと改めて思っております。地元の物、季節の物、旬の物をおいしく、ありがたいなあという思いでいただきですね、その食事をつくっていただいた人にも感謝をしてですね、やっぱりこの食べるということ、食ということに対して感謝の気持ちと、前向きにいい食をとろうと思う心、これがやはり健康であり幸せな日々の一つの大きな柱だという思いがあります。

その思いから、改めて、これまで佐川町で長く長く取り組んでこられたこの食生活改善の運動含めてですね、食育をクローズアップをして佐川町の子供たちまた町民の皆さんにお伝えをしたいと。みんなで共有したい、分かち合いたいという思いで食育に力を入れていきたいというふうに思っております。以上です。

7 番（森正彦君）

ありがとうございます。この食育については、過去に今橋さんがよく質問をしておりました。私は食育というものが、いまいちよく理解できていませんでした。しかし、佐川町には 29 年 3 月に策定された第 2 期ですね、佐川町健康増進計画、食育推進計画があります。その中の食育推進計画、その計画の骨子をかいつまんで御説明をお願いしたいと思います。健康福祉課長、よろしくお願いします。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。第 2 期計画は、「チームでつくろう 佐川の健幸～まじめに、おもしろく～」を基本理念としまして、一人一人が生涯自分らしく生き生きと過ごすために、町全体、みんなが健康づくり、食育を推進していこうとするものです。生活習慣改善を中心としました一次予防と食育を一体的に取り組み、食生活の分野においては健康的な食のあり方を考えるとともに、誰かと一緒に食事や料理をしたり、収穫体験をしたり、季節の料理や伝統料理を味わうなど、食育に取り組んでいくことを基本方針としております。以上です。

7 番（森正彦君）

ありがとうございます。私も、知らんばあじやいけませんので、いろいろ本をいくつか読んだり、それから高知市の食育計画を取り寄せて勉強してみました。高知市につきましては、2 期計画を平成 26 年に策定しています。基本理念は、食を大切にすることは人生を豊かにすることにつながります。食べることは生きること。このことを基本として市民一人一人が生涯にわたり食を大切にし、伝えていくことで市民の心と体が健やかに育ち、食と人がつながり輝く元気な町を目指します、とあります。

高知市の食育推進の視点は、1 つ目は選ぶ、食を選ぶ力を高める。2 つ目は育む、高知の食を取り巻く関係を大切に健康な心身を育む。3 つ目がつなぐ、みんなで食育の輪をつなぐ。人の輪をつなぐ

となっています。

これを読んで、大体そういうことなんだなあということがわかりました。高知市のことを言いましたが、佐川町にも佐川町健康増進計画、食育推進計画、第2次、29年3月に立てられております。

課長から先ほど説明があったとおりでございますが、この計画にはですね、食を通じて心豊かな人間性を育む、健康になることだけではなく生涯自分らしく生き生きと過ごす、ということがあります。幸せのもと健康、健康のもとバランスのとれた食事、そして楽しく食べる、孤食とかいうことではやっぱり楽しくない、できれば家族とあるいはみんなで食べる。そして規則正しい生活、これは早寝早起き朝ごはんということのようです。最後に、この計画のところでですね、さあみんなで食育大作戦、みんなで大作戦となっています。

今回、第2期計画ですが、第1期から今まで取り組みの中でですね、成果、進捗度合い、なかなか進捗度合いといっても言いづらくもかもしれませんが、どう捉えているかお伺いしたいと思います。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。今までの取り組みの中で成果の進捗度合いの御質問でございますが、第1期計画では重点的な取り組みとして、豊かな食を実践しよう、を目標とし、個人、家庭、地域、学校、職域、行政など、それぞれの取り組みを行ってきました。しかし、食育の評価をする指標やデータが少ない上、評価指標を設けていなかったため、十分な評価に至りませんでした。が、ライフステージごとに見た取り組みは食育講座、料理実習、生活習慣病予防の普及など実施できたことが成果となっております。

第2期計画では、第1期計画の反省を踏まえ、食生活分野における6つの大目標とそれぞれの評価指標を決めております。進捗管理につきましては、佐川町健康づくり推進委員会や4つの専門部会で年間2回の定期会を開催し、計画、実行、評価、改善のPDCAサイクルが確実に回るよう具体的な取り組みの評価や点検を実施しております。

昨年度は、第2期計画の1年目の大事な年でありましたので、大目標の1つ、バランスのとれた食事をしよう、を重点取り組みに位置づけ、キーワードをお弁当とし、小中学校6校でヘルスメイトさんから児童生徒が自分でつくることのできるバランスのとれたお

弁当づくりの調理実習をするなどの取り組みができております。

また、第1期計画ではできなかった専門部会の活動が、昨年度はできたこと。事務局体制としてチーム佐川推進課、町民課、教育委員会、健康福祉課と、庁内での連携ができたこと。また行政だけではなく地域、学校、職域、関係機関と連携しながら食育に取り組むことができたことは一つの成果ではないかというに思っております。

なお、あしたのですね、6月12日は専門部会で昨年度の取り組み状況についての評価をすることになっております。以上です。

7 番（森正彦君）

ありがとうございました。あんまり取り組んでないのじゃないかと、あんまりやってないんじゃないかなという感じも今までしていたわけでございます。けどよう見てみるとですね、先ほど課長が言われたようにかなりの取り組みができていることを今感じております。

行政の取り組みとしてはですね、よくやっているほうではないかなあと思います。これ私の感想なんです。ヘルスメイトの皆さん、このヘルスメイトの皆さんが学校や地域へ出て行って、子供たちに食育の大切さを教えてくれておる、あるいは地域へ出かけて行って、バランスのよい食事をしましょうということもやってくださっております。

食育いうたら、子供に教えるというのがずっと頭にくるわけでございますけれども、学校なんかでもですね、おいしいお茶の入れ方、あるいは調理実習、それから農業体験、農業体験でつくったものを親子で調理するとか、実施しております。

みんなで楽しく食べるにしてもですね、集落活動センターでの子ども食堂や、あったかでの楽しい食事、この前、私、加茂の子ども食堂へ孫と行きました。びっくりしました。本当にね、行列ができていましてですね、そのこども食堂へ地域の人々が親子で来たり、また親子三代で、そしてみんなで楽しく食べていました。「来ちゅうかえ」「きょうも来ちよらえ」とか、加茂のみんながその場で顔を合わす、これがすばらしいなあと思いました。決してみんなではないわけですが、私はそんなふうに思ったわけでございます。黒岩もそうだと思いますし、斗賀野のカレーの日も同じような光景が見られます。

きょうは、斗賀野で子ども食堂があつて行ってきましたが、本当にこう、和気あいあい、普段の斗賀野のカレーの日は平日ですので、どっちかというとお年寄りが多いわけでございますけれども。きょうは子供と一緒に食べるということで、また違ったすごいい雰囲気があったと思っております。

本当にこの集落活動センター、これがなかったらこういった活動はできんわけでございます、集活効果と、そして地域力だと思います。その地域力の中です、最近よく地域の宴会で、地元の皆さんが地元の食材を使つてのお料理を出してくれます。本当においしいです。おいしい伝統食や季節の料理が満載であります。食の伝承ということにこれは非常につながっているのではないかと思っております。

それから尾川のキッチンやまぼうしなんかも手づくりをですね、少量を販売してくれております。高齢者にとって本当にありがたいことだと思います。

また話はだんだん移りますけれども、学校給食につきましても、おいしいと子供たちは言いますし、食べ残しも多くはない、少ない。地元の食材も多く使っている。そういうところを見てみるとですね、かなりよくできているのではないかと思っております。

これから、先ほど課長からありました力を入れていきたいというところも発表がありました、その発表の中で、お弁当。子供がつくるお弁当の日、そういうことも出ておりました。この食育に関してはですね、教育委員会も関係していると思いますので、教育委員会からもですね、さらに強化しようとか特に力を入れたいというのはどのあたりか、教えていただきたいと思ひます。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。食育に関する点でございますが、各小中学校は、食に関する全体計画というものを各校で定めております。その中で、各校はそれぞれの実態に合った取り組みを進めるということになっておりますが、その中でやはり、先ほど健康福祉課長が申しましたように、ヘルスメイトさんに来ていただいて、実際に調理実習をやつて、自分で調理もやるということをやっております。

こういった中で、やはり今、学校で一応各学年ごとに目標を定めて食育の計画をつくっておるんですが、小学校と中学校でちょっと内容も当然変わってくるんですが、今ここに私実は中学校の食に関

する目標というものを持っております。学校によって若干違うんですが、例えば1年生は地域に伝わる郷土料理や地域の食材を知り、郷土を愛する心を育てる。これは小学校段階で、先ほどお話にございました農業体験、そういったものをして地域の方々にいろんな面で御支援いただく中で地域の食材を知ってくる。そういう基盤があって、中学校へ入ったら、そういう郷土を愛する心、まさにふるさと教育と連動するような中味で進めていこうとしております。

今後、学校がこの食育をしっかり進めていく上での課題となりますと、やはり一番の課題は私は家庭でないかと思っております。学校で子供たちがしっかり食育に関する勉強をする。それが実際、家庭の中でどのように反映されていくのか、防災教育も一緒だと思っております。学校でさまざまな防災教育を、自分の身は自分で守るということを経験します。それが、実際、家でどのようにそれが反映されているのか、そういう意味において、子供たちがしっかり学んだ食育に関することが家庭の食生活の中にどう反映されていくのか、そういったことが今の学校における食育の一番重要な課題ではないかというふうに思っております。以上でございます。

7 番（森正彦君）

学校で子供たちに教えたこと、それが家庭でどのように反映されているのかと、本当に、まさにそのとおりじゃないかというふうに私も思うわけでございます。私なりに今の食の課題を考えてみました。やはり若い人たちの食の乱れ、あるいは孤食、それから食に関する意識の低さとか、やっぱり食は各家庭の食の充実であると思えました。

そこで、課題解決の方策としてですね、子供がつくるお弁当の日を設定してみても、と思います。子供のつくるお弁当の日は2001年に香川県の滝宮小学校で始まり、全国で1,400校になっていると聞いております。ちょっとこのデータは古いですが。宮崎県教育委員会はですね、全国に先駆けて食育推進計画に弁当の日を位置づけておるということを聞いております。

弁当の日はですね、自分の力で子供が自分で弁当をつくる、そのことによってですね自分の力で健康な食生活を送ることができる。だんだん歳が進んでまいりますと進学や就職で親元を離れたときにはですね、健全な食生活ができる若者を育てることが、このお弁当の日、自分でつくるお弁当の日でできるのではないかと思います。

その子供のつくるお弁当の日の本もありましたが、それを読んでもみすと、そんなの無理無理と思う意見が非常に多かったと。しかし、実際やってみると、それほど難しくはないとありました。まずは簡単なものから始める。やってみるとできる。ああ自分でもできる。つくったものを学校でみんなで見せ合って、きれいなね、とか言うて、ようし次はほんなら、とかいうことになっていくようです。そこにはですね、つくる楽しさ、自分でつくったおいしさ、そして充実感が出てくるということのようです。

その中からですね、だんだんにですね、いつも料理をつくってくれる人への感謝の気持ちがあらわれてくる。また食材を選ぶ、その中から発見も出てくる。食材の産地あるいは食材の多様性、そういった多くのものもあるわけでございます。

子供みずからが感じる、子供が感じることによって親も感じる、子供がつくるお弁当は、食育には一番よい方策ではないかと私は思っております。実際に、私の家でも孫にやらせてみました。できます。卵焼き、ウインナー、唐揚げ、これは定番ですが、そんなに時間もかからずにできました。進んでやります。

子供のつくるお弁当の日、佐川でもぜひ取り組んでみてはと思いますが、先ほど、そんなこともやっておるとはお聞きしたんですが、現状というか、こういうことを取り組んでいってはどうかと思いますが、教育長、よろしくお願いします。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。全国的に確かに、子供がつくる弁当の日というものが増えてきております。その目的は、先ほど森議員さんがおっしゃったとおりですが、要は食を通して自分の健康を考える子供を育てよう、そういうことでやっておられます。

要は小中学校の9年間を通じて学校と家庭が連携して、食事について親子でともに考える機会をつくり、子供たちの食への関心を高め感謝の心を育むこと、こういったことを目的として全国的にやられておるというふうに承知しております。

これをやるためには、まずはPTAの御理解なくしては進めることができないと思っておりますので、今後、校長会におきまして、この点について問題提起をさしていただきまして、まずは各校においてPTAと協議検討を行うことから取り組みを始めていきたいと考えております。以上でございます。

7 番（森正彦君）

私は、できるところから始めていけばええと、一斉にとか、回数を多くとかでなくても、とりあえずできるところから始めていったらいいんじゃないかなあ。加茂の給食センターが統合になるときに1カ月間お弁当をつくりましたが、結構皆さん、各家庭頑張ってつくってらっしゃったと。大丈夫かなあと思ってましたけれどもやっぱり、父兄にも底力があったようでございまして、問題なく給食のお休みの期間お弁当をつくった。買った人もおったかとは思いますが、でも、できた。よかったなあと思っております。

健康福祉課長にお伺いします。食育推進計画、さあみんなで食育大作戦についてですね、これを進めるにはやっぱり組織の力を集めることが重要であると思います。

先ほど私は、食育にかかわっている人たちや組織のことを言いました。この組織の皆さんでですね、課題を共有して、先ほど課長も言われましたが、共有という言葉を使いましたが、この課題を共有してですね、同じ目的に向かって進むようにしなければならないと思います。

食育推進計画についてはですね、組織的に計画を推進という方策も私にはよく見えてなかったです。これ見てみましたが、ないな、ないなあと思いよったら、最後のほうにありましたけれども。この地域計画のアクションプランの計画推進体制と比べると、どうもしっくりこないというか、表面に流れているなあという感じがするわけでございます。

このですね、佐川町のその組織についてはですね、専門部会、あしたあるということのようですけれども、どうもこう表面的に、その地域での組織が入ってない。まあ言うたら、いろいろ挙げました。私は、食育を進めていく上ではですね、この専門部会、食育については佐川町保育協議会、園長会、給食センター、ようご部会、食改推進協議会、生産者、教育委員会ですけれども、やっぱりもっとやっぱり食育をみんなのものとして共有していくためにはですね、もうひとつ、その地域で実際に活動している皆さんに集まっていただくことが大事じゃないかと。それをしないと広がらない。組織力というものを発揮できないのではないかと思うわけでございます。

そのあたりをですね、考えて、広めていくことが非常に大事なかなと。この食育をみんなのものとしていくことによって、目

標に早く近づけるのではないかと考えております。そういう組織をもう1回考えてみる。実際に広げていくことが可能な組織に、やっぱりつくり上げていくべきではないかと思うんですが、健康福祉課長、いかがでしょうか。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。この計画の組織のことの御質問ですが、確かにですね、専門部会で、食育の専門部会について住民組織とかいうのが、アクションプランの計画からするとですね、入ってないということを今言われましたが、この計画はですね、行政計画ということになります。

アクション計画はですね、行政計画と社協の計画と、それから地域住民を巻き込んで3者の計画となっていますので、多分ここにはぱっと入ってきてないということだと思います。ただ、ここへ書いてますようにですね、生産者が入ってきたりとかですね、実際ここにはですね、専門部会の中にですね、名前がなくともですね、いろんな活動をする中でですね、地域住民の方とですね、また接していろいろやるということは、一緒になってやるということはですね、十分できると思います。

中身についてはですね、また専門部会でまたお話ししてですね、裾野が広がるような取り組みになっていくようなことを考えていきたいと思ってます。以上です。

7 番（森正彦君）

ありがとうございます。やっぱりその、ああみんな頑張りゆうがやね、いや私らも頑張らないかん。それから、そういう人に会に来ってもらうことによってですね、ああ認められたんだというようなこと、それも非常に大事なことだと思うわけです。

現場、実際に動ける人にやっぱり来てもらって、目的を、課題を共有してですね、目的に向かって進んでいく、そういう体制づくりというのが、私は非常に大事だと思います。住民を巻き込む、住民とともに、そういう仕組みができれば、非常に早く効率的に進んでいくのではないかと考えておるところでございます。

ぜひともですね、非常に大事なことです。食べるのは楽しいですね。自分の生活を支えるものに人生を支える健康の源ですので、できるだけ効率よく進めていくと。住民の力を借りて進めていくという方向に向かっていただけたらいいと思います。どうぞよろしく

お願いします。

これで、今定例会の私の質問を終わらせていただきます。誠意ある答弁をいただき、ありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

以上で、7番、森正彦君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

本日は、これで延会することに決定しました。

次の会議を、12日の午前9時とします。

本日は、これで延会します。

延会 午後3時30分